

平成 27 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第12回定例会 12月 8 日 開 会  
12月14日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 27 年 12 月 14 日（月曜日）

第 12 回南三陸町議会定例会会議録

（第 5 日目）

---

平成27年12月14日（月曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町長	最知	明広 君

会 計 管 理 者	芳 賀 俊 幸 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
管 財 課 長	仲 村 孝 二 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	佐 久 間 三 津 也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	阿 部 明 広 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小 原 田 満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	及 川 庄 弥 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐 々 木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 勝 美 君
総 務 課 財 政 係 長	佐 々 木 一 之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 修 一 君
生 涯 学 習 課 長	菅 原 義 明 君
監査委員部局	
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	三 浦 清 隆 君
農業委員会部局	

---

事務局職員出席者

事務局 長

佐藤 孝志

主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

佐藤 辰重

---

議事日程 第5号

平成27年12月14日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第4 議案第156号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第5 議案第157号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第6 議案第158号 工事請負変更契約の締結について
- 第7 議案第159号 業務委託変更契約の締結について
- 第8 議案第160号 財産の取得について
- 第9 議案第161号 財産の取得について
- 第10 議案第162号 財産の取得について
- 第11 議案第163号 財産の取得について
- 第12 議案第164号 災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結について
- 第13 議案第165号 普通財産の貸付けについて
- 第14 議案第166号 字の区域の変更について
- 第15 議案第167号 町有林樹木の売払いについて
- 第16 議案第168号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
- 第17 議案第169号 南三陸町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する協議について
- 第18 議案第170号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第19 議案第171号 人権擁護委員の候補者の推薦について

- 第 2 0 議案第 1 7 3 号 平成 2 7 年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 1 議案第 1 7 4 号 平成 2 7 年度南三陸町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 2 議案第 1 7 5 号 平成 2 7 年度南三陸町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 3 議案第 1 7 6 号 業務委託変更契約の締結について
- 第 2 4 発議第 5 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
- 第 2 5 発議第 6 号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成 2 8 年度継続するための財政措置を求める意見書の提出について
- 第 2 6 請願 1 2 の 1 道路施設の整備に関する請願書
- 第 2 7 閉会中の継続調査申出について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 7 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日は、実質の5日目ということになります。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

地方創生・官民連携推進室長が入院のため欠席となっております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において13番後藤清喜君、14番三浦清人君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、町長送付議案1件と議員提出議案2件が追加して提出され、これを受理しております。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第3 議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第155号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、南さんりく斎苑について、当該施設を管理する指定管理者を議会の議決を経て指定

するものであります。

内容といたしましては、株式会社清建を指定管理者として来年4月1日から5年間指定するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） それでは、議案第155号公の施設の指定管理者の指定についての細部説明をさせていただきます。

議案参考資料の31ページをお開き願います。

南さんりく斎苑につきましては、平成19年12月から指定管理者制度を活用いたしまして、施設の管理運営を行っているところでございます。

現在の指定期間は、先ほど町長からお話がありましたけれども、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間となっております。従いまして、新たに来年4月1日から平成33年3月31日までの5年間ということで指定管理者の指定をするものでございます。

指定管理者の候補となる団体といたしましては、株式会社清建でございます。

募集は公募により行いましたけれども、応募があったのが当該団体一団体のみでございました。

主な業務といたしましては、施設の利用許可の火葬業務、あるいは施設・設備の維持管理等に関する業務となっております。

選定会議の経過につきましては、記載のとおりでございます。

主な選定理由でございますけれども、この団体は、南さんりく斎苑の指定管理者制度が始まりました平成19年から現在まで指定管理者となっております実績があるということ。それから、隣の登米市の斎苑につきましても指定管理を行っているということで、実績が十分にあるということ。それから、提出されました書類、あるいはプレゼンテーションなどを審査基準に照らし合わせまして、指定管理者候補として適当と認められたことによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。



○6番（今野雄紀君） おはようございます。今野です。

何点か伺いたいと思います。

今回、この指定管理で清建以外にも応募があったのかどうか伺いたいと思います。

あとは、ペットの火葬はだいたい年間どれぐらい扱っているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 応募がありましたのは、この清建一団体だけでございます。

それから、動物炉の利用でございすけれども、平成24年が52件、平成25年が65件、平成26年が52件ということで50件から60件ということになってございます。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） いずれもわかりましたけれども、そこで、関連で伺いたいんですが、斎苑ということで、今後町づくりをしていく上で、観光墓地というんですか、そういったもので町おこしができると思うんですが、町長はそういったところに少しは関心があるかどうか伺ってみたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 観光墓地とはどういうことなのかお聞きしたいと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） よその自治体の墓地もして、それで交流人口をふやしていくというものなんですけれども、御存じないですか。そういった手法でも何らかの形でにぎわいというか、町づくりができると思うのですが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町営墓地のような格好なんでしょうか。すみません、今お聞きいただいてもすぐこの場所でなかなかお答えできませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） なぜかと申しますと、このごろ何か、墓地の代わりに立体の駐車場みたいな感じの納骨堂というのが出ているみたいなので、それよりは広々としたところで埋葬したほうがいいんじゃないかという思いもあったものですから、今後何らかの形で検討していく余地があるんじゃないかと思ひまして、もし町長がこの場でそれなりの反応を示したら、そのうち一般質問でもと思っていたんですけれども。わかりました。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） おはようございます。小野寺です。

今回、応募が1件しかなかったということなんですけれども、審査委員会があつて、審査の基準があると思うんですけれども、昨日のバスの問題もありますけれども、町内の業者が入れるような余地があるのか、その中でもしこの基準があるために入れないのか、その辺の事情、将来もし町内の業者が入れるようにする基準を改めるといふお考えはないか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 審査委員会を開いたときに、今回斎苑につきましては公募ということだったんですが、やはり清建がこちらに入りまして、相当な設備投資なども、あるいは雇用などもされているということから、恐らく他の業者の方が手を上げられなかったのではないかなとは思ってますけれども、いずれ公の施設という形で条例になっておりますので、その条例に沿った施設の管理運営をやっていただくということには変わりはありません。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、町内の業者も応募する可能性はあるということでわかりました。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第155号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

10番山内昇一君より退席の申し出があり、これを許可しております。

---

#### 日程第4 議案第156号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第156号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第156号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、南三陸町ひころの里について、当該施設を管理する指定管理者を議会の議決を経て指定するものであります。

内容といたしましては、入谷ふるさと振興会を指定管理者として、来年4月1日から5年間指定するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） おはようございます。

それでは、議案第156号公の施設の指定管理者の指定について細部説明をさせていただきます。

議案書は27ページ、議案関係参考資料は32ページから38ページとなります。

議案書27ページをお開きください。

本案は、南三陸町ひころの里の指定管理期間の満了が平成28年3月31日までとなっていることから、新たに議会の議決を経て指定管理者を指定するものでございます。

指定を行わせる施設の名称は、南三陸町ひころの里でございます。

指定管理者となる団体の名称につきましては、入谷ふるさと振興会、代表者名、主たる事務所の所在地につきましては記載のとおりでございます。

指定の期間でございますけれども、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案関係参考資料の32ページをお開きください。

指定管理者となる団体の名称及び概要等でございます。団体の名称につきましては、先ほども申し上げましたとおり、入谷ふるさと振興会でございます。設立年月日等につきましては記載のとおりでございます。

次に、募集の状況でございます。公募でございまして、2団体からの応募がございました。

それから、指定管理者が行う主な業務の内容等でございますけれども、施設の利用許可等に関する業務ということで、以下記載のとおりでございます。

候補者の選定の経過でございますが、指定管理者審査委員会におきまして募集方法が決定さ

れ、応募の受け付け、その後の審査委員会により候補者が選定されたということでございます。

それから、主な選定の理由でございますが、審査委員会において審査した結果、事業計画、収支計画を募集要項の基準に照らしまして、当該団体が指定管理者の候補者として適当であると認められたものでございます。

その他、特記事項につきましては、団体等につきましては記載のとおりでございます。

なお、次ページから参考までに事業計画書を添付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番及川です。

この説明の中に、5年分の計画が出ていたんですけども、これの実績として利用料金収入が100万円ずつ、計画ですから、5年間の計画が出ていますけれども、今までの過去5年間の実績を、できる範囲でよろしいですのでお答えください。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 利用料金でございます。平成23年度は約10万円でございます。それから、平成24年度が36万円ほどでございます。平成25年度が40万円ちょっとでございます。平成26年度が65万円ほどとなっております。利用料金につきましては以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま、年々若干なりしも上がっていることはただいまの答弁でわかりました。そうだとすると、この計画の100万円というのは多分この実績から基づいた数字だろうなと思われまじけれども、この100万円にしていくには何らかの努力が必要だと思われまじ。平成26年度は65万円、平成25年度は40万円。多くはなっているものの、この100万円まで上げるということはどのような努力をしていくのか、指定管理の方から聞いているかどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 平成26年度の施設の利用状況ということで、若干その辺からちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、松笠屋敷、シルク館入館者が

1万2,219人で、前年度比で1,900人ほどふえておりまして、率にして約18%増となっている状況でございます。それから、食堂、体験などの入館者が約3,600人程度でございまして、前年度比で1,100名ほどふえている状況でございます。率にして約44%の増となっております、合計で1万5,800人ほどでございまして、前年度比3,000人ぐらいふえてございまして、率にして23%ほど増という状況になってございます。

震災後は、当町にはいろんなボランティアの方とかが大分応援という形で入ってきてございまして、また病院の建設等の関係もございまして、台湾の方とかそういった町外の方の入り込みといいますか、おいでになる方がふえてきているような状況でございます。また、外国の方も町に入りまして、ひころの里を訪れるというような状況にもあるところでございます。そして一番は、今回の震災によりまして、入谷地区は被害は比較的少ない地区でございまして、そういったこともありまして、いりやどとか最近ではイルームといった施設ができていく状況でございます。当然そういったことから人の交流というのも生まれていまして、どんどんお客さんが来ている状況にあります。そういったことで、少しずついろんな工夫をしながら、お客さんをふやしながら入館料も少しずつふやしていきたいと、そういったところを聞いております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 観光面で伸びてきている、44%の増だということは非常に喜ばしいことだと思います。お客さんも随分入っているんだなというのがこの数字で、ただいまの説明で理解するんですけども、もしできれば、これは計画なので、過去5年間の実績というものが提示できれば出していただきたいと思うんですけども。なぜかという、どこがどうなのかというものを我々も知る必要があると思うんですよ。ざっくりではなくて、どういうところが、企業努力をされているのが自主事業収入なのか利用料金なのか、そういうところの判断材料にしたいと思いますので、その辺のご提示をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 3番議員、その実績は後刻でよろしいですね。

○3番（及川幸子君） はい、よろしいです。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

この予算書なんですけれども、毎年1,100万円という5年間ですね、これで大丈夫なのかというのがあろうと思うんですけども。例えばあそこに桜プロジェクトということで桜の木が毎年植えられていまして、その手入れとか周りの除草とかが必要になると思うんですけど

も、これが毎年10万円で十分なのか、あるいは除草、剪定をどのように進めていくつもりなのか、多分指定管理者のほうで考えるとは思いますが、その辺は十分なのかお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） まず、5年間の予算関係のことをございますけれども、実績的には、この計画の金額でございますけれども、これにつきましては実績に近い形での計画となっているところをございます。新しい団体でもございますので、今後なかなか見込みというものが十分つかめない部分がございますので、5年間ということでの計上になったんだろうなと思っているところをございます。

それから、その中で除草については10万円でどうなのかということをございますけれども、議員もご承知のように、入谷ふるさと振興会でございますけれども、全戸加入しております入谷のグリーンウェーブという団体がございますけれども、地域全体を盛り上げていこうという団体でございます。当然、ひころの里は入谷地区でございますので、そういう団体と連携しながらひころの里を支えていくということをございますので、予算的には10万円の除草料でございますけれども、それに加えて奉仕的な活動も取り入れていただきながらやっていきたいということは聞いておるところをございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私も何件か伺いたいと思います。

まず第1点目は、2団体応募ということだったんですけども、今やっている管理者は応募しなかったのかどうか伺いたいと思います。そこで、もしあれでしたら、担当の方が何か今やっている人と同じみたいなんですけれども、役員7名会員7名と32ページの資料に出ているんですけども、この7名7名の中に以前の構成員は入っているのか、入っていれば何人入っているのか。

あともう1点は、この資料にも書いてあるように、宿泊施設との交流ということで、近隣と交流して入館者をふやすという説明でしたけれども、以前私が何かの折に聞いたひころの里のすぐ近くの施設も泊まれるように云々ということで、課長から答弁があったんですけども、今は交流も大切でしょうけれども、古民家風の宿というのも喜ばれているという流れもあるみたいですので、その近くの施設との連携はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 現在の指定管理者のほうでの応募がなかったのかという

ことでございますけれども、その団体としての応募はございませんでした。

それから、今度の候補団体の中に以前のメンバーが何人入っているのかということでございますけれども、2名ほど入っております。

それから、宿泊関係の交流はどうかということでございますけれども、近くにはいたりやど、それから最近ではビジネスホテルですか、アイルームとかそういった施設もございますので、宿泊を希望されるような方はそちらのほうに誘導するような形で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） それでは、以前の方の応募というか、2名ということなんですけれども、どういった団体がもう1社応募したのか、もし答えられる範囲で伺いたと思います。

あとは、宿泊施設の交流ということなんですけれども、私が聞いたのは、ひころの里のすぐ隣の建物に以前民泊かどうかわからないですけれども、泊めるように聞いたときに、ひころの里管理ではなくて、その近くの何かということで答弁があったんですが、その近くの建物を今後連携して有効に活用していくのかどうか、そういったところを伺いたと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） まず1点目の、ほかにどういう団体ということでございますけれども、会社を運営している団体が応募されたようでございます。

それから、議員がおっしゃるのは、別宅というふうなところなのかと思いますけれども、こちらのほうは、実質予約受付などは観光協会のほうでやってらっしゃるようでございまして、そちらのほうでも当然宿泊ができる状況になってございますので、そういったところも活用していただきながら宿泊していただければなど、従来どおりしていただければと思っていますところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体わかりました。そこで、今の最後の件なんですけれども、その別宅に観光協会を通じて泊まるということなんですけれども、その名称は何というところなのか、今回の計画書には載っていないみたいなんですけれども、そのところだけ伺って質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 別宅の名前というのは、私のほうではちょっとわからないんですが、要は、もうお亡くなりになりましたけれども、須藤 安さんの息子さんか松笠屋敷に住んで

おられたと。屋敷そのものを町のほうにご寄附いただくということになりますと、息子さんの暮らす場所がないというところで、脇のほうに、たしか平屋建ての小さな建物だったと思うんですが、それを町のほうで建てたという施設でございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 名前につきましては、松笠屋敷別宅ということでよろしいかと思うんですけれども。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますが。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） おはようございます。

前者がいろいろと質問なさって大体のことは把握できたんですが、まず、会員数7名、役員数7名と全部で14名という解釈でよいのかどうなのか、それが1つと、設立年月日が9月18日で、何とか10月23日の締め切り日まで間に合って公募をしたという形のように、ふるさと振興会の資本金といいますか、会費とかはどういうふうになっているのか、会の内容が見えないんですね。収支を見ても、利用料金とかそんなところだけで、会の内容がどうなっているのか。会ですから、会費が無料なのか、どのような組織なのか、公募するためにどたばたとつくった会なのか、そんな感じもするんですよ。

それから、これまで現在も管理されています、請け負っているひころレディースですか、これはどうなの、解散なんですか、そうしますと。何かトラブルがあって分裂してやったようなことではないんでしょう。それが心配なのね。その辺がどうなっているのか。

それから、先ほど公募したもう一団体の内容を聞いたんですが、会社を運営している団体だという話ですが、どこの会社なのか、地元なのか県外なのか、名前は言えないことになっていますかね。応募した会社といいますか団体の名称は公開できないことになっているんですか、その辺のところ。

それから、審査委員会を開催したと思うんですが、その審査委員の中にこの会員並びに運営する組織、入谷ふるさと振興会というところに関係のある方が審査委員になられていないかと思うんですが、その辺はいかがなものか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 審査委員会全般に関係することなので、私から答弁させていただきますが、7名につきましては、書類上も7名ということで、今回新しく地域の男性の方がお二人入られるということと、従来のレディースの関係者が2人か3人残るということで、役員としては7名ということでございます。



それから、資本金の部分につきましてなんですが、若干審査委員会の中でも話題的に質問が出されました。初期のスタートする資金がなくて大丈夫なんだろうかとということで、当然これは会として資本がないということは、例えば食堂の食材の仕入れもできないわけがございますので、当然事業を立ち上げるというまでには、議会の議決を経てからということになります。そういった一定の資金調達はやっていただくように、これは町としてもしっかりお願いするということになるかと思えます。それから、当初は、当分の間は役員から、金額はちょっといくらかわかりませんが、運営資金を募るというようなお話も聞いてございます。

それから、もう一社のほうなんですけれども、これは町外の業者でございます。一応審査委員会の中でさまざまな角度で審査をして、結果として次点になりましたので、それ以上事業名を公開するということは今回はしないということでございます。

それから、委員の中という関係者の部分は副町長からお答えをさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 審査委員会の委員長として、その件は答弁させていただきたいと思えます。

前回、そういった同様のご質問がございましたので、今回審査委員会を開く前に委員の一人一人にそういう関係者、あるいは関係団体と接触がなかったかということの確認をさせていただいて、それから審査会を始めたということにしておりますので、関係者はございませんということでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 指定管理を受ける団体はきちんとしたこれまでの実績とか、普通であればいろんな活動をしてきた、こういう事業をやってきた、そこで今回新しく応募してこの事業にも取り組んでいきたいという形でいろんな計画書なり、その団体のこれまでの事業実績とか、いろんなものを審査委員会で本来は見るべきなんですよ。この趣旨とか内容を聞くと680万円を当てにしてやるというような感じにしかとれないんですよ、町からの委託料を。でも、地元の方々がこの施設を利用して盛り上げていこうという趣旨は誰が見ても立派だということでありましてけれども、あくまでも公金を使って支出をして管理をさせるわけですから、その辺のところをもう少しきちんとした目的なり運営なりをやっていただきたいなと思えます。食材関係で仕入れるお金も危ぶまれるというか、役員の方々が手出しをしてそれを補うという話も聞いていますけれども、本来はそれではうまくないんですよ、公の施設

を運営するに当たって。そうであれば、早目に管理料を出してやるとか、やり方はいろいろあると思うので、こんなに負担するならやらないほうがよかったなんてことにならないように一つの町としての配慮も必要なかなと感じをいたしております。まあ、いいです。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第156号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

10番山内昇一君が着席しております。

9番阿部 建君より退席の申し出があり、これを許可しております。

---

#### 日程第5 議案第157号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第157号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第157号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、活性化センターいずみ体験農園について、当該施設を管理する指定管理者を議会の議決を経て指定するものであります。

内容といたしましては、石泉部落会を指定管理者として、来年4月1日から3年間指定するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） それでは、議案第157号公の施設の指定管理者の指定について細部説明をさせていただきます。

議案書は28ページ、議案関係参考資料は39ページとなります。

議案書28ページをお開きください。

本案は、活性化センターいずみ体験農園の指定管理期間が平成28年3月31日で満了となることから、新たに議会の議決を経て指定管理者を指定するものでございます。

指定管理を行わせる施設の名称でございます。活性化センターいずみ体験農園でございます。

指定管理者となる団体の名称につきましては、石泉部落会となっております。代表者名、主たる事務所の所在地につきましては記載のとおりでございます。

指定の期間でございますけれども、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

次に、議案関係参考資料の39ページをお開きください。

指定管理者となる団体の名称及び概要等でございますけれども、団体につきましては、石泉部落会でございます。設立年月日等につきましては記載のとおりでございます。

次に、募集の状況でございますけれども、1団体のみを指名しての募集となっております。

次に、指定管理者が行う主な業務の内容でございます。施設の利用許可等に関する業務、以下記載のとおりでございます。

候補者選定の経過でございます。指定管理者審査委員会におきまして募集方法が決定されまして、応募の受け付け、その後審査委員会により候補者が選定されたところでございます。

主な選定の理由でございますが、審査委員会において審査した結果、これまでの施設の維持管理及び実績並びに募集要項の基準に照らしまして、指定管理者の候補者として適当であると認められたものでございます。

その他、特記事項につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

11番菅原辰雄君が退席しております。

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第157号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
9番阿部 建君が着席しております。

---

日程第6 議案第158号 工事請負変更契約の締結について

- 議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第158号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。  
○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第158号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、防災集団移転促進事業、伊里前地区柘沢団地の造成等工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部については、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。  
○復興事業推進課長（糟谷克吉君） おはようございます。

それでは、議案第158号工事請負変更契約の締結について細部を説明させていただきます。

議案書29ページに記載のとおり、契約の目的は平成25年度防災集団移転促進事業伊里前地区柘沢団地造成等工事でございます。

当初の契約金額に対し3億3,484万4,280円を増額し、変更後の金額を22億2,268万4,280円とするものでございます。

柘沢団地の造成工事につきましては、平成25年11月に着工し、現在まで順調に工事を進めてきておるところでございます。

今回の変更の主な要因でございますが、議案関係参考資料41ページをお開き願います。

敷地造成工事におきまして、硬岩の範囲、掘削量がふえたことによりまして、土砂の掘削量が当初設計6万2,200立米に対し3万9,000立米に減り、かわって軟岩掘削量が31万4,180立米から32万5,660立米に。それから硬岩掘削量が2万4,150立米から4万9,500立米にそれぞれ増加となっております。

植生基材吹付につきましては、厚さ5センチメートルから7センチメートルへ変更、L型擁壁工につきましては、宅地の平場確保のため、宅盤の見直しなどにより、当初40メートルから370メートルに増設となっております。

防塵対策工につきましては、国道や近隣家屋等の汚損防止としてタイヤ洗浄設備を6カ所に設置をしてございます。

それから、新たに公園整備工として、団地内の公園整備を追加してございます。

道路工事におきましては、軟岩掘削工において掘削量が6,920立米から2万2,090立米と増加しております。また、一部道路ののり面が土質による滑りから崩落したため、吹付のり枠工法に工法を変更するものでございます。

金額で申し上げますと、掘削工が1億2,090万円、L型擁壁工が2,510万円、防塵対策工が3,050万円、植生基材吹付が3,000万円、公園整備工が4,460万円、道路整備工が8,350万円などそれぞれ増額となるものでございます。

参考資料、前のページ40ページをお開き願います。

当初の硬岩の想定範囲を青枠で、実掘削範囲を赤枠で示しておりますが、硬岩の範囲が約2倍にふえてございます。

また、L型擁壁工設置箇所につきましては赤の横線の表記箇所でございます。

道路ののり面工法の変更箇所につきましては赤丸で表記している箇所となっております。

42ページには変更仮契約書を載せております。

工事全体の進捗状況は、11月末現在約88%とほぼ計画どおり進捗しているところでございますが、国道取り付け進入路につきまして、当初の計画では国道45号の整備時期と同時期で施工を計画しておりましたが、国道45号の整備のおくれから団地進入路の見直しが必要となり、国及び公安委員会との協議に日数を要したこと、また道路のり面の工法変更による施工に日数を要することから、今回完成工期を平成28年1月29日から3月25日に変更するものでございます。

なお、住民の方々への宅地の引き渡し時期でございますが、宅地部分の造成工事は計画どおり1月末に終了することから、引き渡し事務に係る確定測量、登記事務などを予定どおり実

施しまして、当初計画どおり4月に引き渡し可能となるよう進めてまいります。また、このことにつきましては、先日開催されました高台部会において、工期は延びますが、引き渡し時期はおくれない旨の説明をさせていただいたところでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 11番菅原辰雄君が着席しております。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

前にも同じようなことが起こっていますけれども、結局硬岩が想定より広く出てしまったということが大きな原因かと思えますけれども、契約書によるとは思うんですけれども、こういう場合の責任というのはどのようになっているのか、改めてお伺いしたいと思います。

それから、のり面が崩落したというのも、いわゆる原因と責任についてお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 他の団地同様、施工前にボーリング調査の実施をしております。ただ、ボーリング調査につきましては必要最小限度の経費で硬岩を算定するという事で、100%硬岩の数量を特定するわけではございませんので、実際に硬岩が出た分、今回のように設計変更で対処するという事になるかと思えます。

それから、のり面が崩れた件に関しましては、地層の滑り盤というのがございまして、地層の境目で滑りが生じて崩落したものでございます。業者にも責任がございませんし、町にも責任というものはございませんけれども、その場その場でそののり面に合った工法を算定するという事で、今回設計を変更したものでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 言葉はちょっと悪いですがけれども、最初にボーリング調査の経費を少なくしたためにこういう結果になってしまったということですがけれども、その辺はやはり場所とかいろんな条件を考えてきちんとやるべきではなかったかと改めて思います。

それから、地層滑りなんですけれども、これもやはり前もっての調査が不十分だったのではないかと思いますけれども、その辺をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） おっしゃるとおりでございますけれども、ボーリング調査にしましても、金額をかけて100%に近い数量、範囲を特定しても、金額的には変更の金額と

変わらない当初からの金額になるということで、先ほども申し上げましたが、必要最小限経費で調査ということでご理解をいただきたいと思えますし、地層の滑りにつきましても、ある程度の予想はできますけれども、のり面を切った段階で地層の違いが出て、それをすき取った形になりますので、地中の中の滑り盤が滑ったということでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） それから、業者にも町にも責任はないというお話でしたけれども、当初お金は国からくるからということもありますけれども、その辺の契約の中には責任についてのことは書いてないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 工事、施工上での事故であれば業者の責任ということになりますし、今回は地中の滑り盤の滑りということで、予想できなかったというところがございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第158号の審議を続行いたします。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

1点だけお伺いしますけれども、実はきのう、ここの団地の現場説明会に私も行ってきました。実は、行こうか行くまいか、申し込みはしたものの心の中では迷っていたんですけども、この団地に行って現地を見ましたら、すばらしい団地、見晴らしということで、借金してもここに移り住まなきゃいけないのかなという思いに立ちました。

そこで、きのうの皆さんの話の中では、家を来年度建てるに当たって、基礎の土量が出るわけですね。その土量をどうしたらいいのか。それぞれの団地の方々は個人個人でやっていたというんですけれども、もしできれば、仮置き場所でもあって、そこに随時おいて最後にそれを皆さんで撤去というような方法もあるかと思われるんですけれども、その辺の扱いと、それから、先ほど4月末には受け渡しができるというようなお話ですけれども、確かに4月

末に引き渡しになるかどうか、その辺もお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 基礎を掘った土砂分となるかと思いますが、防集団地にかかわらず個別移転におきましても、その土は個人で処理をしなければならないということで、枅沢だけ特別にということで、防集事業ではやれないということでございます。申しわけないんですが個人で処理していただくということになります。

それから、引き渡し時期でございますけれども、1月末で宅地部分が全て完了しますので、先ほど説明の中でお話ししましたけれども、確定測量それから登記事務を行いまして、約2カ月ぐらいかかりますので、4月の末ではなくて早いうちに引き渡しが可能となるよう進めてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） きこのうの説明会でも、なるべくおくれないように皆さん期待して早く建築したいという声が多かったので、その辺もおくれのないように。88%の進行率と先ほど聞きましたけれども、まだ舗装もなっていないし、見ると大丈夫なのかなという不安がありますけれども、そういった皆さんの期待がありますので、ぜひ目標に向けて進めていくように努力していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 本案の関連で伺いますけれども、課長の説明で、45号線の国道の進入路の関係で時間がかかっているという説明がありましたが、当初とどのように変更になったのか、周辺の方々はわかりでしょうけれども、心配して注目している場所ですので、変更になったのかどうか。当初計画に合わせて家を建てた人もあります。それが今回変更することによって大変な状態になると。それから、変更することによって工場やそれらも移転になるとかならないとかが決まるんだろうと思います。

それから、国道が阿部石油にもらった現国道の路線が、現道に変化がないのか。それから、あそこほどの程度の高さの土盛りがなされるのか、その辺の内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 進入路の関係でございますけれども、当初、今現在の町道がございまして。カーブのところから入っていくところでございますけれども、その町道を拡



幅して、国道がああ地点ですと5メートルぐらいかさ上げになる計画でございましたので、その町道を拡幅して盛り土してすりつける予定でございました。ただ、45号線の整備が枳沢団地との完成の時期が合いませんでしたので、国と公安委員会と協議しまして、今現在作業用道路としてダンプが出入りをしておりますけれども、その進入路に一応仮進入路という形で防集で3月末までに施工するという。国道が整備されて5メートルかさ上げになった場合に、国道の国の費用で当初の計画の町道の盛り土すりつけを行うという予定になってございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 私が聞いているのは、重要な部分は、進入路がどの辺からどこにつくんだと。当初はカーブが来て山沿いにという説明だったらしいんですが、今回は、あそこには、皆さん知っている方もあれば知らない方もあるでしょうけれども、朝日堂の学校給食の工場もありました。当初、あの辺まで行かないで手前から入っていくような説明が。ところが今、パン工場よりも阿部石油のほうに行ったところから侵入するようなことも聞いているわけですから、5メートルかさ上げということであれば、阿部石油のあたりはどの程度土盛りになるのか。あまり土盛りにならないようなことを聞いていたわけですから、それらを含めて、進入路がはっきりと決定されたのかどうか。決定されたとすればどこなのか。それを示していただきたい。決定されなければ一体いつ決定するんだということに関連してお伺いしたい。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） これから施工します進入路につきましては、一応仮進入路ということで、現在工事用車両が出入りしていますところに国道からの進入路ということで防集で整備をするということでございます。朝日堂の敷地まではかからない、今ダンプが出入りしている道路を進入路として整備をいたします。今回の変更はそうなっております。その後、国道のほうで5メートル盛って整備された際に、今の町道を盛り土して国道に取りつけるという状況です。あとは、阿部石油地点では盛り土を今の段階では2メートルというお話は聞いてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） また岩が出たということでの変更契約3億3,000万円ということで、説明では立米数がいろいろと掲載になっておりますが、当初18億円の予算が3億3,000万円の増額ということですので、これは今までですと現場に行つて岩の確認等もして議決という形に

持ってきておったんですが、時間がないというのか、現場に行かなくてもいいのかなというのが第1点、今感じているところであります。

それから、取りつけ道路の話があったんですが、道路の関係につきましては、この防集だけではなくいろんな計画がされている団地の道路の拡幅、あるいは避難道等の話が出ておりますし、地域の住民との懇談会でも防集を絡めてそういった要望がいっぱい出ているんです。そういった中で、一般質問等でいろいろと町長の考え等も伺ったわけではありますが、事業が全て終わって、新たにそういった国道なり幹線なりに道路を接続するよりも、今のうちであれば経費も安く道路をつくるということはいかがなものか。むしろそちらのほうが、早いほうがいいのかなという感じがしているので、その辺の計画等はどうなっているのか、避難道路といいますか。今のところ1本しか計画になっていないんですけれども、迂回路なり国道なり幹線道路につながる道路の整備の考えは、予算の関係なのかどうか分かりませんが、なかなか前向きには検討していないような感じもするんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 防集団地の第2道路というようなことですが、これまでもずっと地域との協議の中で、基本的には区画を一日も早くという中で、その他関連で2本目の道路についてあればいいんだけどなということも重々聞いております。町としても、復興庁といろいろな協議はしておるんですけれども、やはり道路をつくるとなると莫大な事業費がかかるというところから、町の財源だけでというのは、どうしてもこれは対応しかねるということで、復興交付金を使わせていただきたいということをずっと協議はさせていただいております。国の考え方につきましては、今の個当たり単価4,000万円、高いところだと5,000円ぐらいになったりという、制度上で決められた個当たり単価というものをまず守らなければならないという事情もございますし、避難路という理由からだと、やはり防集団地は津波の被害がないところにつくったわけですので、そこからさらにどこに避難をするのかなどといういろいろ細かいやりとりが出てまいります。どうしてもつくりたいのであれば復興交付金以外の事業制度を使って検討されてはいかがですかというようなこともございまして、まずはやはり財源という部分を前提に、これから少しその辺については時間をかけて対応をしていかなければならないのだろうと認識してございます。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 現場へ行って見なければならぬのではないかとということでございますけれども、書面の資料等でご容赦いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 道路ですけれども、今課長が言われているように、避難道路というとなかなか復興庁でも財源を使わせない理由づけといたしますか、復興交付金を使ってはならないというような、使わせない理由を述べているものだなという感じがするんです。ただ、地域住民の方々が生活する上でぜひ必要だという要望があるわけですよ。どうせ最終的にはやるようになるのであれば、今のうちにつくったほうが経費は安くできるんだらうという思いもするんですよ。そこで、財源云々というような話が出たので、僻地債というんですか、これでやれないのかどうか、せつかく僻地になったんですから。それで、その財源を使ってつくれるのかなという思い。それから、住民懇談会の中で住民の方から発言があったのは、町長にねじを巻いて働かせると、こういう発言をされた住民の方がいるんですよ。ねじといたっていろんなねじがありますのでね、どのねじを巻くのだから私にはよくわかりませんが、やはり、復興庁へのかけ合い、お願い、そして住民の要望に応えるのが町長の仕事なわけですよ。「こんにちは、南三陸から来ました。こういうわけで財源を使わせてください」「だめです」「ああ、そうですか、どうも」これでは何のためのトップかわからないんですよ。やはり一生懸命といたしますか、問題は結果ですからね、結果が出ないとまずいわけですから。もう少し何らかの手法といたしますか、お願いの仕方というのか、これを何とかして復興庁にイエスといわせるような陳情の仕方なり、お願いの仕方はないものかなと。町長一人で大変であれば議会もお願いに行くのもやぶさかでないわけでありますので。その辺、今後の事業を遂行するための手段というものをどう考えているのか、その辺をお聞かせいただきたい。

それから、図面で理解すると。いつも議会にはこういった立派な図面とか明細は出るんです。ただ、我々といたしましては、やはりこのぐらいの掲げられているようなものが本当に出たのかというものを確認といたしますか確信を得ないと。ただここで、だからすぐ行くべというわけではないですけれども、議会というものはそういうものではないということ。皆さんは何でも議決になるからという気持ちで出すんでしょうけれども、最終的には多数決になるんですけれども、ただ議会本来の姿というのは、やはりきちんとした確約といたしますか確信といたしますか。議決した我々が最終的には責任を問われることになるんですよ。そういうことで発言をさせていただきました。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 恐らく、過疎債の起債というお話しかと思いますが、ご案内のとおり過疎債の場合にはソフト事業、ハード事業と2つのメニューがございまして、いずれにし

ましても限度額というものがございます。特にハードの場合は、そういった第2の避難道路以外に林道ですとか町道の改修、あるいは河川などにも使う予定にしておりますので、そういったところにはなかなか資金面は届かないんだろうと思っております。議員のみならず住民の方々がおっしゃるように、今復興工事がそっちこっちで盛んに行われていて、人も機材も入っているこの時期にということは、工事の効率性から考えましてもまさにそのとおりかと思っております。一方先ほど申し上げましたように、交付金の制度は制度としても防集に参加される住民の方々の声をどこまで届かせることができるのかということも含めて、今後も粘り強くさまざまな角度から訴えていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第158号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第159号 業務委託変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第159号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第159号業務委託変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度南三陸町志津川地区中橋左岸下部工災害復旧整備業務委託に係る業務委託変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決

定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、議案第159号務委託変更契約の締結について細部説明させていただきます。

議案関係参考資料43ページをお開き願います。

業務委託名としまして、平成26年度南三陸町志津川地区中橋左岸下部工災害復旧整備業務委託の変更でございます。

変更内容としまして、3の業務委託概要で、掘削工、ボリューム1万4,300立米。路体盛土工、ボリューム1万4,300立米。杭基礎工、本数6本、直径が1.5メートル、長さが15.5メートルでございます。躯体構築工、Nイコール1機、高さが11.5メートルでございます。地盤改良工、本数88本でございます。

変更項目といたしまして、現在通行しております国道45号迂回路の八幡橋のたもとから工事用車両を出入りさせる計画としてございましたが、交通管理者である警察から交通渋滞や交通安全上、八幡橋のたもとの出入りは認められない旨の見解を示されたことから、観光交流拠点の2の出入りしかできなくなり、一部掘削しその後盛り土するものとして、掘削工及び路体盛土工が増工となったものでございます。

また、河川管理者との河川協議の中で、橋長が当初74メートルであったものが80.6メートルに長くなりまして、上部工の重量が重くなりました。それを支える下部工も若干大きくなることになり、躯体構築工が増額となることになりました。

杭基礎工と地盤改良工ですが、杭長が長くなり上部工の重量が重くなったことにより下部工を支える杭基礎工もふえる要素となりましたが、地盤改良工と組み合わせることにより杭基礎工の本数を減らすことができることから比較検討した結果、地盤改良工を行い、杭基礎工の杭の本数を減らすほうが安価となることから、地盤改良工を新たに計上し、杭基礎工の本数を減工することとし、変更したいものでございます。

概略の金額の増減でございますが、掘削工、路体盛土工で約3,500万円のプラスでございます。杭基礎工で約4,500万円の減額でございます。躯体構築工で約1,300万円ほどの増額でございます。地盤改良工で約4,300万円ほどの増額で、差し引き4,600万円ほどの増額になります。

議案関係参考資料44ページには、橋梁全体一般図を掲載してございます。

45ページには変更仮契約書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。

以上で簡単ではございますが細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願  
いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

中橋の橋が長くなったのというお話だと思うんですけども、その理由をちょっとお伺い  
したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 河川管理者との河川協議の中で、まず河川の定規断面  
というものを確保した中で橋梁をその上につくることになります。今回当初から定規断面を  
超すような形で計画はしてございましたが、必要最低限の橋長ということ余りにも考えず  
ぎて、杭を支える下部工が河川の断面の中に壁みたいな形で出てきてしまうことがわかりま  
した。河川流水上は津波の遡上高は確保しているものの、通常の橋梁のように下部工が余り  
見えないような形というものにはならないものですから、河川管理者と協議した中で、下部  
工をもうちょっと引いて河川の断面の中に下部工の壁を見えないようにしたらいいんじやな  
いかというご指導をいただきましたので、74メートルから6メートルほど若干長くなったと  
いうような経緯でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、災害の場合の安全面についての変わることはあるんで  
しょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 安全上は、当初また変更後も安全は当然確保されてい  
るものでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第159号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第160号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第160号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第160号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、伊里前地区に整備する災害公営住宅の取得について取得価格を変更する必要性が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第160号の細部説明をさせていただきます。

議案書31ページに記載のとおり、本議案につきましては、伊里前地区中学校上団地に整備をしております戸建ての災害公営住宅整備事業について、南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会からの買い取り価格を変更するものでございます。金額は454万6,800円を減額し、2億1,316万8,240円とするものでございます。

伊里前地区の戸建て災害公営住宅につきましては、ことし3月の定例会にて取得についてのご決定をいただき、整備を始めてまいりましたが、来年1月完成の予定で今回事業費を精査し、減額となったものでございます。

議案関係参考資料46ページには、事業概要を記載しております。事業概要につきましては変更がございませんので、説明は割愛させていただきますが、変更の主な要因につきましては47ページに記載のとおり、地盤改良の取りやめなどによる減額が主なものでございます。

48ページから51ページには、土地利用計画図、配置図等を添付してございますが、3月定例会にお示ししたものと変わっておりませんので、参考までにごらんいただきたいと思います。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6 番今野雄紀君。

○6 番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。先ほど前議員も発言があったんですけども、実は議員の住民懇談会において出た要望があったものですから、このことは、うちのほうの班、もしくは議会にとって抜け駆けみたいな発言になるかどうかわからないんですけども、懇談会に足を運ぶ住民の方というのは、こういった議会にももしかするとネット中継も注視しているんじゃないかという思いから聞かせていただきます。

そこで、戸建ての住宅に住まわれている方で、住んでみて、外水道がないととても不便だという話がありました。そこで、その方もよその自治体、その他の戸建ての住宅を引き合いに、よそではついているらしいですけども、その確認をお願いしたいと思います。今回戸建て引き渡しで大分減額になるようですので、今後の対応等もお聞きしたいと思います。

あともう1点は、53ページと47ページとあるんですけども、戸建て住宅の設計工事管理料について伺いたいと思います。

設計料のほうなんですけれども、図面を見るとほとんど同じような設計みたいなので、その設計料に関して、持ち回りでしているのか、もしくは現場ごとに計上になっているのか。戸建てと同じく集合住宅に関する設計料についても伺いたいと思います。次の議案なんですけれども、68ページによると設計料という部分がなくて工事管理料1,500万円と出ていましたので、その件に関して伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 今現在完成しております入谷、名足につきましては、設計の段階で既存の住宅に外水栓がないということで設計から外してございます。その後、今建築中の戸建てにつきましては、住民要望がございましたので、外水栓はつけてございます。入谷、名足につきましては、必要性につきまして管理担当課と今後協議していきたいと思っております。

それから、設計工事管理料につきましては、資料の図面につきましては大まかな図面になってはいますが、実際に設計につきましては、委託しておりますのは木造協に委託をしておりますので、木造協の中でも2社に振り分けて委託をしているという状況でございます。

それから、集合住宅につきましては設計施工ということでやっておりますので、工事管理部分の計上ということになります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。



○6番（今野雄紀君） まず、外水道についてなんですけれども、今後できる住宅にはつく予定という答弁がありましたけれども、既存の入谷、名足に関してはもう少しどういった対応なのか、最初と後では同じ戸建てでも条件というか住み心地が違うというのは少し問題ではないかと思うので、今後の迅速な対応ができるのかどうか、もう一度伺いたいと思います。

設計に関してなんですけれども、課長の答弁でわかりづらかったんですけれども、私が聞いたかったのは、似たような設計なので設計料を1回計上して、あとは全部手直し分というのか、現場によって若干違うでしょうから、見ると金太郎あめみたいな感じでできているような感じに私は見受けられるので、そこの部分の予算の計上がどうなっているのかの確認をお願いしたかったんですけれども。集合住宅に関しても、みんな同じみたいに私の素人目からは見えるので、その設計管理の部分の予算はどのようになっているのか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まず、外水道の件でございますけれども、この間住民懇談会が終わったということで、そういう話題がありましたということをお聞きしてございます。それで、現在建設中のものについては外水道がついているということございましたので、管理するほうとすれば、議員がおっしゃるとおり同じような取り扱いが必要だと考えております。ただ、すでにたたきとか犬走り等が設置されている部分もありますので、図面等を確認してどういう形でできるのか、当然費用等もかかりますので、その辺をちょっと検討させていただいて、なるべく不公平感がないように、あまり差がないような形で整備をしたいと考えております。ただ、図面等がまだ手元にないものですから、検討する時間をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 設計料でございますけれども、議員がおっしゃるとおり、住宅それぞれ似かよってはおりますけれども、現場によって住宅そのものは違いますので、図面変更などの管理をしていただいておりますし、現場現場で違いますので、設計はそれ相応の金額での委託ということになります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 外水道に関してはなるべく迅速に対応して、不公平感のないようにお願いしたいと思います。

あと設計に関してなんですけれども、例えばCADみたいなやつで規格のやつがあって、窓

が10センチメートルでも5センチメートルでも変われば、それである一つの1軒の設計料になるのか。例えば違うんですけども、駐車違反のときに5センチメートル移動するとまた大丈夫だという例えみたいな感じで、設計も同じひな形があって、それを若干動かせば設計料を計上できるのか、そういう状況なのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 設計料につきましては、設計を行う単価がございまして、それをもとに設計料は委託料として契約をしております。設計に変更があった場合というもの、その金額の中に含まれてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 設計に関してはわかりました。そこで、関連で1件だけ。

○議長（星 喜美男君） 4回目に関連ということはない。納得いかない部分で。

○6番（今野雄紀君） 済みません。集合住宅に関してなんですけれども、その設計部分で、朝日が当たる部分に建てられないのかという思いがしてまして、限られた土地、山を削って一からできるので、なるべくそういうふうに住む方もいいんじゃないかと思うんですけども、その点に関してだけ伺わせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 集合住宅につきましても、議員がおっしゃいますとおり、造成してある地形地形で向きは変えてございますが、基本南向きを基本として建築をしている状況でございます。27棟建設整備予定でございますけれども、ほとんど南向きに整備をしている状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第160号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後12時00分 休憩

---

午後1時07分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第9 議案第161号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第161号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第161号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、戸倉地区に整備する災害公営住宅の取得について取得価格を変更する必要があることから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第161号の細部説明をさせていただきます。

議案書32ページに記載のとおり、本議案につきましても戸倉団地内に整備をしております戸建ての災害公営住宅整備事業について、南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会からの買い取り価格を変更するものでございます。金額は519万円8,040円を減額し2億1,361万6,440円とするものでございます。

戸倉地区の戸建て災害公営住宅につきましても、ことし3月の定例会にて取得についてのご決定をいただき、整備をしまりました。伊里前地区と同様来年1月の完成の予定で、今回事業費を精査、減額となったものでございます。

議案関係参考資料52ページには事業の概要を記載してございますが、戸倉地区におきましても事業の概要につきましては変更がございませんので、説明は割愛させていただきます。

変更の主な要因につきましては、53ページに記載のとおり、地盤改良の取りやめるなどによるものでございます。

54ページから57ページには、土地利用計画図、配置図等を添付しておりますが、こちらも3月定例会にお示ししたものと変わっておりませんので、参考までにごらんいただきたいと思っております。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第161号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第162号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第162号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第162号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、志津川中央第3街区、第4街区地区に整備する災害公営住宅の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 議案第162号財産の取得について細部説明をさせていただきます。

議案書33ページに記載のとおり、本議案につきましては、志津川中央地区に整備します戸建ての災害公営住宅32戸について、南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会から6億6,805万5,600円の金額で財産の取得を行うものでございます。

詳細につきましては、議案関係参考資料の58ページをお開き願います。

事業の概要でございますが、住宅の構造は木造で2階建て31棟、平屋が1棟で32棟となります。延べ床面積が合計で約2,510平米となっております。

附帯施設といたしまして、各戸ごとに駐車場、浄化槽など、敷地面積約5,890平米に整備するものでございます。

事業のスケジュールですが、本議案の議決をいただいたのち、来月から建築確認申請等の事務手続きを経まして、平成28年5月から建築工事に着手し平成28年12月の完成引き渡しを受ける予定となっております。

次に、議案関係参考資料59ページをお開き願います。志津川地区の土地利用計画図になります。

志津川中央地区は図面中央の上の部分に位置しております志津川小学校の北側の団地でございます。赤い四角で囲った居住ゾーン、3街区、4街区に戸建て住宅を建築するものでございます。

60ページには配置図を添付してございます。記載のとおり、3DKのLタイプが30戸、4DKのOタイプが2戸、合わせて32戸を整備する予定でございます。

61ページ、62ページには参考までにそれぞれの立面図を添付してございますので、ごらん願います。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

先ほどの戸倉のところでちょっと見落としていたんですけども、今中央の部分ですので、この中で、いわゆる障害者対応、車椅子対応という仕様はどの程度あるのか、入居者の状況がどのようになっているのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 志津川中央3街区、4街区につきましては、車椅子住戸はLタイプの1戸を予定してございます。仮申し込みの段階で入居者1世帯がございまして、

整備は1戸ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今後、入っていた人が必要になった場合の対応というものも出てくるかと思うんですけども、それはどのように対応していくのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 今現在の段階では、仮申し込みを受けてその戸数を整備することでございますけれども、今後高齢化等に伴いまして車椅子が必要な方が出てきた場合には、まずもってほかの団地に空いている障害者用の住宅に入居してもらうか、その後時間経過して出てきた場合には町として整備をしていかなければならないのかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、あるかどうかかわからないですけども、予定していたんだけど車椅子が必要になったので対応してほしいといわれた場合には、とりあえずほかに入ってもらえることになるということなんですか。急いで対応していただくことはできないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分、そういう場合になってどこを変えなきゃいけないかという、一つは段差の解消になるかと思えます。玄関にスロープを付けること、それから部屋内の段差をなくす、それともう一つ大事なのは台所用品、流しの高さを車椅子用に足元がすっきりした形に変えると。あとは、手すりをつけるとか、多分いろいろなものがあると思えます。それで、保健福祉のほうでそういう小規模改造の分の補助金等もございますので、それが簡易であればそれが一つの手だと思いますし、当然発症してから自宅に戻るまで多分若干時間がかかると思えます。きょう具合悪くしてあしたすぐ車椅子ということは実際はありえないと思えますので、そこで1カ月、2カ月時間があると思えますので、その間にどういう処置が入居者にとって一番適正であるかどうか、そこは内部で検討して引っ越しがいいのか、それとも中の改造がいいのか、それぞれケース・バイ・ケースで対応することになるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第162号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第163号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第163号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第163号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、志津川東第6街区地区に整備する災害公営住宅の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第163号の細部説明をさせていただきます。

議案書34ページに記載のとおり、本議案につきましても志津川東地区の第6街区に整備します戸建ての災害公営住宅4戸について、南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会から8,255万円6,280円の金額で財産の取得を行うものでございます。

議案関係参考資料の63ページをお開き願います。

事業の概要でございますが、住宅の構造は同じく木造で2階建て4棟、延べ床面積が合計で約310平米でございます。

事業のスケジュールでございますが、中央地区同様、本議案議決後、建築確認申請等の事務手続きを経まして、平成28年4月から建築工事に着手し平成28年10月に完成引き渡しを受ける予定となっております。

次に、64ページの位置図をお開き願います。

本案件の戸建て住宅建設予定地は、志津川東地区の第6街区で、ベイサイドアリーナの西側の居住ゾーンになります。

65ページには配置図を添付してございます。記載のとおり、3DKのLタイプ4戸を整備するものでございます。

66ページ、67ページには、それぞれの立面図を添付してございます。

災害公営住宅の整備事業につきましては、集合住宅もあわせ、取得に係る案件は今回が最後となります。全ての地区において着工の運びとなります。集合型、戸建ていずれも平成28年度内に早期完成入居に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第163号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第164号 災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の  
締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第164号災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第164号災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結についてご説明申し上げます。



本案は、伊里前地区に整備する災害公営住宅整備事業に係る業務施行に関する県との協定について、協定の金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第164号の細部説明をさせていただきます。

議案書に記載のとおり、本議案につきましては、伊里前地区中学校上団地内に整備する集合型の災害公営住宅建設の業務施行について、宮城県に委託する協定額を変更するものでございます。金額は4,151万3,772円を減額し13億5,733万6,228円とするものでございます。

伊里前地区の集合型災害公営住宅につきましては、昨年2月の臨時会にて協定締結についてのご決定をいただき整備を進めてまいりました。今回1月末に完成予定ということで、最終の協定額の精査の結果減額となったものでございます。

議案関係参考資料の67ページには事業概要を載せてございますが、事業の概要につきましては変わっておりませんので、詳細の説明は割愛させていただきます。

変更の主な要因といたしましては、68ページに記載してありますとおり、宮城県の落札率や設計残などによるものなど、最終精査により減額となったものでございます。

69ページ以降には、土地利用計画図、配置図等を添付しておりますが、昨年2月の臨時会にお示ししたものと変わっておりませんので、参考までにごらんいただきたいと思います。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 今回、減額補正が4件あるわけですが、減額された金額の分についてはいかなる処置をするのか。復旧、復興については、それなりに計画どおりに出せない場合はお金を国に返すことになっている。そのような観点から伺いたいわけですが、どのような精算をするものなのか。現在国でもいろいろ工事の結果において検証しているような時期に入ってきているようであります。そういう観点から、いかなる処置をするのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 当初契約金額で国に要望しているわけでございますけれど

も、今回4,000万円ほど減額になってございますので、変更申請をして、その分は減額で国費はもらわないという取り扱いになります。

○議長（星 喜美男君） 9番阿部建君。

○9番（阿部 建君） そうすると、今回の住宅に対する減額分については国に返還ということ。その他についても、いろいろと増額はもちろん国では認めてやっているわけですから、そのようなやつでしょうけれども。中にはどうしても減額になる場合もあれば、いろいろこれからも生じてくるだろうと思いますが。その他、今後このようないろんな造成等あるいは災害工事の関係で必ずしも増額だけではないだろうと、減額になるものもあるだろうと思いますが。その辺は、減額は絶対ないと、あるのは増額だけなのか、それはこういう住宅のほかの復旧関係の工事についても、同じように国に返還というのは原則ですからそういうふうになっていますが、改めてお聞きしたいと思います。企画課長にお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 復興工事も災害復旧費も基本的な考え方は議員のお話のとおりかと思えます。5省庁で20の事業が行われておりますので、その事業ごとに精算をして、事業そのものが完了したごとに精算をして、余った部分についてはお返しをするという流れでいくということによろしいかと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

68ページに主な変更内容がいろいろ書いてあるんですけども、いろいろある大ざっぱな数字を教えてくださいのと、これは全部マイナスなのか、中にはプラスのものもあってこの数字なのか。それから、外装の変更、外構仕様変更、建築電気工事の設計変更とかがありますけれども、大ざっぱでよろしいですので、変更した経過、理由を教えてくださいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、資料の内訳、主な変更内容の欄についてご説明させていただきます。

まず、建築工事でございますが、落札率91.52%、県の落札率です。それから、設計残額によるものを合わせまして8,050万円ほどの減でございます。それから、インフレスライドによるものは1,707万円の増額でございます。それから、内外装の追加変更は1,670万円の増となっております。それから、外構の仕様変更につきましては1,085万円の増。それから、電気

工事に係る設計変更で420万円ほどの増。その他設計変更で170万円ほどの増ということで、差し引きしまして、建築工事では3,052万6,000円ほどの減額ということになります。

機械工事につきましては、落札率が99.81%。それから、設計残額によるものの合計が1,000万円ほどの減額。それから、屋外の排水管ルートの変更で850万円の増額でございます。その他設計変更としまして300万円ほどの減額。機械工事につきましては、507万5,000円の減額。

それから、エレベーター工事につきましては落札率が91.76%、設計残額合わせまして432万円ほどの減額でございます。

それから、工事管理につきましては、落札率が99.79%、9万6,000円の減額。

事業費調整につきましては、県受託事業費の精算により148万6,000円ほど減額になったものでございます。

内訳は以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 理由は。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 主な変更理由といたしましては、入札差金の減額が主なものでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 設計とか仕様の変更というものもあるんですけども、その辺はなぜそうなったのか。それから、いろいろこの間、物価、工事資材が上がっているということで、今後この変更があるのかどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 設計の変更でございますけれども、今後、今現在建築中のところでは、設計、資材単価等の金額の変更により設計の変更等は今後も出てくると思われまます。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） この案件の工事につきましては、これが最終の変更契約になります。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか、小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 仕様とかの変更が、設計変更とかという理由になっていますので、なぜ仕様とか設計が変更になったのか。先ほどは業者が変わったからという話でしたけれども、その辺をもう1回お願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 仕様につきましては、外構、電気等、その現場に合わせまして設計変更ということで仕様を変更してございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第164号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第165号 普通財産の貸付けについて

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第165号普通財産の貸付けについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第165号普通財産の貸付けについてについてご説明申し上げます。

本案は、一般国道45号汐見地区道路改良工事に伴う町有地の使用貸借について国より協議があり、当該町有地を工事期間中無償にて貸し付けしたいため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） それでは、議案第165号の細部説明をさせていただきます。

今回ご審議いただく内容は普通財産の貸し付けでございます。

まず、財産の種別としては墓地。この土地につきましては、防集事業で既に買い上げ、町で普通財産として管理しております土地でございます。

貸し付けする土地の所在関係につきましては、次のページの37ページ、38ページにわたって記載しているとおりでございます。

まず、志津川側汐見町内につきましては18筆、塩入地区につきましては8筆、合計26筆でございます。貸し付けの全体面積としては2,767.48平米、坪に換算しますと837坪を予定しております。

具体的な、詳細な位置関係につきましては、議案参考資料の74ページ、75ページをご覧ください。

場所としましては、水尻橋の北側から国道45号線を北上しまして、旧南三陸警察前を通りまして、旧公立志津川病院までの区間で黄色で着色した箇所でございます。

貸し付けする相手としましては、国でございます。国のほうにつきましては、この用地を国道45号線の道路事業用地として使用する予定にしております。

貸付期間としては、本年12月21日から平成29年3月31日までの期間としております。

具体的な契約書の案につきましては、議案参考資料の72ページをご参照くださいませ。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第165号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第166号 字の区域の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第166号字の区域の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第166号字の区域の変更についてご説明申し上げます。

本案は、字の区域を変更するに当たり、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 議案関係参考資料76から78ページにかけてごらんいただきたいと思っております。

防集の清水の団地ですけれども、松井田と内井田の二つの字にまたがっております。今回これを内井田一つの字にするというものでございます。78ページがわかりやすいかと思っております。

変更する理由でございますが、まず、面積的に内井田が大きいということ。それから、団地と国道45号を結ぶ接続道路、いわゆる団地の玄関口になるんですけれども、これが内井田側にあるということがまず挙げられます。それから、この団地には現在54世帯が入る予定となっております。そのうち51の世帯が旧清水地区の方々でございます。こうした地域の方々からも字を内井田一つにしてほしいという要望が出てございます。したがって、面積要件、あるいは地域の要件を考慮し、内井田に変更するというものでございます。

以上細部説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第166号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第168号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第167号町有林樹木の売払いについて、日程第16、議案第168号町有林樹木の直営生産事業代行委託について。

お諮りいたします。以上本議案は関連がありますので一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本議案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は一案ごとに行います。

職員に本議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程になりました議案第167号町有林樹木の売払いについて及び議案第168号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてご説明申し上げます。

町有林樹木の売払いにつきましては、南三陸町森林経営計画に基づき直営林の収入間伐に伴う売払いを行うに当たり、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

あわせて当該町有林の素材生産事業と販売を南三陸町森林組合に代行委託することについて南三陸町林野条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） それでは、議案第167号町有林樹木の売払いについて及び議案第168号町有林樹木の直営生産事業代行委託について細部説明をさせていただきます。

議案書は40ページから41ページ、議案関係参考資料につきましては79ページから80ページとなります。

議案書40ページをお開きください。

本案は、町有林の適正な管理を推進するため、森林整備計画及び森林経営計画に基づいて収入間伐を行い売払いをするものでございます。

施工場所につきましては、上沢77番1でございます。

議案関係参考資料の79ページから80ページにつきましては該当箇所に着色しております。図面を添付してございますので参照願いたいと思います。

79ページをお開きください。

今回の計画は、歌津地区の1カ所でございます。上沢77番1でございますけれども、歌津側から申し上げますと歌津上沢の小野省五さん宅裏側の山林。中在方面から申し上げますと中在小野則夫さん宅から林道葡萄沢線に入ってずっと奥の山林になっております。また、志津川のほうから申し上げますと国道45号線清水方面から大上坊方面に2キロメートルくらい入りまして、右折して林道蛇王線を約1キロメートルくらい進んだところの左側に作業路がございます。その作業路から尾根沿いに防火線がございますけれども、そこから3キロメートルほど上沢方面に向かう途中の山林ということでございます。

議案書の40ページに戻っていただきたいと思います。

樹種は杉でございます、面積が約21ヘクタールとなっております。

材積見込みにつきましては、7,330石となっております。材積の見込みにつきましては、森林組合にプロット調査業務を委託して求積してございまして、今回の21ヘクタールの面積中21地点を選定しましてプロット調査を行っております。そして、平均材積のほうから全体の材積を積算した結果、材積は合計で7,300石ほどとなっております。プロット調査の現地調査には職員2名と私も立ち合いをしているところでございます。

また、販売単価につきましては森林組合における直近の販売実績単価等から杉4メートルもので石当たり単価2,800円程度、合板にいたしまして2メートルもので石当たり2,600円ということで見込んでございます。売上金額は補助金約400万円ほどを含みまして約2,600万円ほど、事業費は約2,000万円程度ということになってございまして、精算額は約600万円ほどを見込んでいるところでございます。

次に、議案書の41ページをお開きください。

本案につきましては、ただいまご説明させていただきました町有林樹木の売払いに係る樹木の生産事業及び販売を森林組合に代行委託するものでございます。

以上細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑委は一括して行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。



初めに、議案第167号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第167号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第168号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第168号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第169号 南三陸町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する協議について

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第169号南三陸町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する協議についてを議題といたします

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第169号南三陸町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年4月1日から施行される新しい行政不服審査法の規定により地方公共団体に設置が義務づけられた第三者機関に関する事務について、宮城県に委託するための協議を行いたいため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案第169号の細部説明をさせていただきます。

議案書42ページとなります。

今回、南三陸町と宮城県との間に行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する協議の議案でございますけれども、今回、その根拠となります行政不服審査法が約50年ぶりに大改正されまして、大きな変更点は幾つかございますけれども、特に町の執行機関として新たな附属機関の設置が義務づけられました。これが、議案の43ページの規約に規定されている第三者機関と呼ばれるものですが、俗に通称行政不服審査会と言われております。

この第三者機関の役割は、例えば町の行政処分に異議を唱えることがあった場合、それを町内で審理し採決を下すに当たりまして、法律または行政に関して十分な識見を有する者で構成された第三者機関というものに対して、諮問して意見を求めることが義務づけられた内容になります。本来であれば、附属機関ということなので、役所内に設置すべきところではございますが、やはり客観性、中立性の確保と法令等に熟知した者での構成組織となると、中小の市町村では困難であるという認識から、県内のほとんどの市町村及び一部事務組合におきまして、第三者機関が担うべき事務を宮城県に委託する方向で、今回地方自治法の規定に基づき検討、協議することについて議案として提案した次第でございます。

なお、宮城県においては、6名の有識者によりこの組織を設ける予定となっております。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ちょっと、簡単な質問で申しわけないんですけども、宮城県に置かれる審査会というのは、南三陸町だけのことを審査するわけではないと思うんです。それから、これまで町で行政不服審査の申し立てというのは、大ざっぱに言ってどんなものがどの程度あったのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今回、この協議別紙案はあくまで南三陸町と宮城県との協議規約でございますけれども、同様の規約を各市町、参加自治体全て同様に締結することになります。県において設置する機関は1つでございます。

それから、過去において行政不服審査があったのかというご質問でございますけれども、こ

の法に基づくような不服申し立てについては、新町になりましたからも一度も町に対しては  
ございません。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第169号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第170号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（星 喜美男君） 日程第18、議案第170号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題  
といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第170号人権擁護委員の候補者の推薦につ  
いてご説明申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員千葉雅久氏の任期が平成28年3月31日をもって満了となること  
から、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、議会のご意見を  
賜りたく提案するものであります。

同氏は、平成23年3月まで町職員として38年の長きにわたり在職され、南三陸町上下水道事  
業所長等の職を歴任し、平成23年4月から平成24年3月までは再任用職員として東日本大震  
災後のライフラインの復旧に尽力をいただいております。また、卓越した識見を有し、人  
権擁護に理解がある方であり、適任と思われまますので、人権擁護委員の候補者として推薦す  
ることにご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「な  
し」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第170号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第171号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（星 喜美男君） 日程第19、議案第171号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第171号人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員中津川洋子氏の任期が平成28年3月31日をもって満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、ご意見を賜りたく提案するものであります。

同氏は、平成22年10月から民事・家事調停委員を務め、南三陸警察署協議会委員としても活躍されております。また、卓越した識見を有し、地域の実情にも精通し、人権擁護に理解がある方であり、適任と思われまますので、人権擁護委員の候補者として推薦することにご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第171号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後14時05分 休憩

---

午後14時19分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第20 議案第173号 平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第20、議案第173号平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第173号平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算をご説明申し上げます。

本案は、歳入において国庫支出金を、歳出においては災害復旧費を補正計上するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第173号公共下水道会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

39ページをお開き願いたいと思います。

まず最初に、歳入でございます。

3款1項2目災害復旧費、国庫補助金におきまして、伊里前地区の災害復旧事業に要するための国庫補助金に追加内示がありましたことから、1億7,014万6,000円を追加するものでご

ざいます。

次に40ページの歳出でございませう。

1款1項1目下水道総務管理費につきましては、消費税のほか事務的経費を追加するものでございませう。

2款1項2目公共下水道施設管理費ですが、当初段階におきまして志津川地区の公共下水道にかかわります汚水管の撤去工事を見込んでおりましたが、今後の撤去等も踏まえた比較検討を行った上で対応するため、調査設計費として委託料に一部組み替えをするものでございませう。

次に、41ページになります。

3款1項1目突貫公共下水道施設災害復旧費でございませう。歳入でも申し上げましたが、伊里前地区の下水道の災害復旧工事費に工事費として追加するものでございませう。具体の場所は、伊里前小学校の登校坂付近から歌津駅前までの市街地で、造成かさ上げした町道に下水道管を敷設するための工事費用を追加計上するものでございませう。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 41ページの工事請負費。伊里前地区の関係、伊里前小学校の今工事をやっている石泉線とは別な橋なのかどうか。

それから、今の時期に、今回予算が恐らく間違いなく可決になるでしょうから、いつ契約をして、いつまでにこれを決めようとしているのかということなんですよ。そういう計画はどういう日程なんですか。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） これまで当初予算ですでに計上しております分につきましては、町道、旧国道伊里前線から中学校に行くほうの部分はすでに5次契約をしてございませうが、そこからさらに中学校上に峰畑線沿いに上りまして、歌津中学校から伊里前小学校に管路を敷設する工事として現在発注をしているところでございませう。

今回のものは、その続きといたしまして、伊里前小学校の登校坂の途中から歌津駅前までということで、今回の補正予算が可決になった後、速やかに発注をする予定にしております。

ただ、現在設計は当初予算の中で実際行ってございますが、設計移管、それと市街地のかさ上げ部分との町道の詳細図をこちらとしてすり合わせをした上での発注となると思います。できれば年度内には工事契約にこぎつけたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 今の説明だと、現在の工事には関係なく新たに中学校から駅のコースなんでしょう。その前に、駅周辺がどのように計画されているか、土盛り等、それらがはっきり計画が立っていないとこの工事がいかなるものかと思うわけですが、それらに支障がないんですか。その辺の説明をお願いしたい。

そして、もう1回、年度内にできるのか、今の時期で。その辺をもう一度説明してください。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 歌津駅前付近について、まだ詳細の部分、市街地のほうでかさ上げはしない部分がございます。現道のBRTの今の駅の付近にどのように接続するかということを今設計のほうで検討しているところです。それで、仮に年度内に契約いたしましたとしても、市街地整備のかさ上げがならないと、5メートルもかさ上げになるわけですので、その前に下水道の管路整備というのは当然のことながら無理なものでございますので、実際の施工は、伊里前市街地のちょうど伊里前小学校の山沿い側に配置予定の町道に埋設するという工事で進めていこうかと思っております。場合によっては、一括ではなく工区を区切って分割して発注ということも視野に入れて対応していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 私から、伊里前の工事の説明をしたいと思います。

ちょうど小学校の下のところの漁協所用地につきましては、年度内で盛り立てをしたいというふうには前回もご説明をさせていただきました。それから、今仮設商店街があるわけですが、あの仮設商店街が海側のほうに1月にまた引っ越しをいたします。1月20日と聞いてございますが、引っ越しを1月20日にして、1月末に引っ越したところで営業を始めたいと聞いてございます。その後、今ある建物を撤去して、建物の下にある基礎等の撤去をします。その後に盛り立てを始めますので、やはり年度内での盛り立てというのはなかなか難しいものがございまして、夏くらいまでにはプラス5メートルの盛り土をしていきたいと考えてございます。その後、上下水道のほうと調整しながら工事をしていただくという計画となっております。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番佐藤宣明君。

○ 8 番（佐藤宣明君） 8 番でございます。

先ほどの所長の説明だと、いわゆる当初でとったんですかね、3,000万円の工事用経費。それで、調査設計業務委託料を新たに1,800万円計上したと、組み替えたという形なんです、これは当初でとっているんですよね。改めて調査設計をするということなんでしょうか。当初の3,000万円というのはどういういきさつでとったのか。

それから、公共下水道、旧志津川地区八幡川の右岸側、1期分という形の中で下水道管が相当張りめぐらされているという現状でございます。今後それを撤去するのに要する費用、その辺の計画はどのようなふうになっているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 当初予算の経緯につきましては、当初段階から、先ほども議案の中でございましたが、国道45号の志津川公立病院跡地前の付近の撤去を国道のほうから求められているということもございまして、そういった工事請負費という一定額を計上してございました。そのほかにも河川工事、八幡川の右岸側になりますか、そういったところでも、役場庁舎付近の管撤去とかそういった関係もあったので、工事請負費として一定額を計上したという経緯があるようでございます。

それで、今回組み替えをするのは、ただいま佐藤議員からご質問があったとおりにんですが、いわゆる志津川地区の公共下水道につきましては、災害復旧費として補助を充てられる事業ではなく単費になるということで、これまで、直接かかります当該事業者に対しまして撤去をお願いしてきた経緯もございます。宮城県でありますとか、現在も国道45号の部分は国をお願いをしていると。ただし、うちのほうとしては、汚水の抜き取りといいますか、下水管に入っている汚水があるとすればそれを抜き取るといったところで、その後の撤去はやっていただいているということでございます。

そういったことで、今後も復興記念公園の底地にも一部入っている部分もございまして、そういったものがモルタル注入で対応する場合は幾らぐらいかかるのか、あるいは撤去をするためには幾ら費用を要するのか、汚水管の中にあります抜き取りで幾らかかるのかというものを面的に全体額をとらえるために今回委託として一旦整理して、全体事業費を把握した上で、今後の撤去なりそういった部分の事業化を図っていくということをするために、今回委託というもので計上を組み替える形で計上いたしております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○ 8 番（佐藤宣明君） そうすると、国・県道は国、県にそういう形で、ついでと言うとおかし



いですが、その関係の事業があるときに撤去してもらう予定でいたということですね。そうすると、町道、幹線道路に張りめぐらされている管の撤去というものは、今後単費で全てやらなくちゃならないんですか。想定される事業費というのはまだ調査してからの話になるんでしょうが、概算でも出ていないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 先ほども若干触れましたけれども、全体の事業費というものを捉えていない中でどうしても相手方から撤去してほしいという要望に対応する自転車操業的な予算ということもありましたので、一旦どれぐらいの事業費がかかるのかといったものを整理した上で、町としてどのような方法がいいか対応を検討していくということでございます。なお、国、県の事業が絡む部分については、町としてそのように単費であるということも踏まえて、当該事業者のほうで撤去をしてほしいということで、これまでも県のほうでやっていただいた経緯もございますので、国のほうにも引き続きそういった対応をお願いをしていると、今そういう状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） わかりました。国・県道はそれでよろしいんでしょうけれども、町道部分をどうするかと、いわゆる財源的なものをどうするかという私は懸念があったものから、今お伺いしたんですが。

これから道路網の整備と並行したような形でそういう撤去工事が進むんでしょうけれども、まず万難を排してよろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第173号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第174号 平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（星 喜美男君） 日程第21、議案第174号平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算

(第3号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第174号平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算をご説明申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出において営業収益のうち給水収益を、営業費用のうち総掛かり費を増額補正するとともに、資本的収入及び支出において国庫補助金及び一般会計補助金並びに建設改良費をそれぞれ減額補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、水道事業会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

48ページの補正予算に関する説明書をお開き願います。

最初に、3条予算、収益的収入及び支出でございます。

最初に収入でございますが、1款1項1目給水収益におきまして、本年度上半期におきまして、昨年度実績に対比して収入が4%ほど水道料金が伸びているということで追加補正をするものでございます。

支出におきましては、1款1項2目総掛かり費におきまして、任期付職員の増に伴います人件費相当額を追加するものでございます。

次に、49ページの資本的収入及び支出のうち、まず最初に収入でございます。

1款1項2目補償金でございますが、三陸道整備にかかわります町道四谷線、町道石泉線、これら2路線に埋設している排水管の移設にかかわる事業費に対し、国からの補償金を計上するものでございます。

2項1目補助金につきましては、本年度予定しておりました災害復旧事業におきまして、他の事業のかかわりの中で、当該他の事業で実施した箇所、あるいは他の事業の進捗により本年度中に工事の着手ができない箇所の予算につきまして、国庫補助金、あるいは一般会計補助金を減額するものでございます。

次に、支出でございますが、ただいま収入でもご説明いたしました事由により、工事請負費を減額補正するものでございます。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。

1件だけ伺いたいと思います。49ページの、今課長より説明があった負担金の2目補償金なんですけれども、四谷・石泉線に関して補償があったということなんですけれども、どういった形だったのかももう少し詳しく、例えばこれは移動するために補償が出たのか、そこがちょっとわからないもので伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） まさしくご質問のとおりでございます。三陸道にかかわります町道がある路線に水道管が入っている場合、三陸道のボックス工事とかのために支障となる水道、町道もそうなんです。仮回ししながら水道も仮回しすると。その仮回し費用に要した経費を国で全額見ていただけるということでの収入でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の説明でわかったんですけども、一つ、これは別件なんですけれども関連で伺いたいんですが、この項目は補償金となっていて、その補償に関してなんですけれども、今回の移設の件とは別なんです。水源の確保というか、保全に対する町の考えというんですか、例えば三陸道ができてこういった影響があるんでしょうけれども、そこでお聞きしたいのは、補償という関連で、例えば水源を誰かに買われたりとか何らかの形でそこから水がとれなくなるという状況に対する対策はあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） ほかの町の水源のあり方と当町の水源のあり方が各自自治体も含めて違うと思いますので、そこはどのような対抗措置をとるのかという意味合いもあったとは思いますが、当町の場合伏流水での取水という形になっておりますので、上流部から

水が集まってこないという事態になるような事案に対してはいろいろ注意、目配りをしなければならぬとは思いますが、一概に上流部分で所有者が変わることになったからといって特に大きな影響があるとは思えません。ただ、上流部の水源関与という観点でいろいろな形で森林の売買が進んで、開発とかそういったもの出てくるとなればまた事情は違うと思いますが、現在はそういった部分については余り心配はしないのかなと思います。

それから、三陸道の関連もございましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、三陸道の影響で直接開発に伴って水量が減るとかそういったものはないのかなと思っています。新しい水源については、とりあえず小森水源以外は、小森水源も多少そうなんですけど、直接三陸道の上流側に水源が位置しているという部分もございまして、影響はないものと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の説明でわかったんですけども、これは将来的な懸念というか、そういった部分で聞いているんですけども、例えば現在復旧で農地等が立派になっていきますけれども、それらも私が不安に思っているのは、将来大きい企業とか何らかの形の方たちの手に渡って、食糧の自給も大変になるんじゃないかという関連の危機感から、水も現在だと、さっきの水道管の施設に関しても戸倉のほうを1カ所を見ているということなんですけれども、それに関して危険分散ではないんですけども、入谷とか。小森は影響ないということなんですけれども、どのような形で考えているのか。

先ほどの答弁なんですけれども、伏流水を主に利用しているということで、別段影響はないということなんですけれども、やはり何らかの形で今後どういう事態が起きるかもわからないので、水源を保全する必要があると思うのですが。そこで、関係の法令というものがいいのかどうか。もしあったら伺いたいです。水源を守るという形の法令なんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 水源を守るための条例というのは、町としては特に持ち合あわせておりませんが、ただ水源の涵養という目的の中で森林整備も含めやってきているのかなと思います。

それから、戸倉だけの水源で今後も対応しようとしているわけではございませんで、先ほど申し上げました小森、中在、上沢にも簡易水道の部分の水源がございまして、そのほかに水利権といたしましては、弘川ダムの水の利用ということも権利としては有してございますの

で、複数の手段でその時々への対応をしていかなければならないと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 8番です。

44ページでございますが、一時借入金、限度額が10億円から15億円にしているという形でございますが、5億円限度額を増額していると。いわゆるこれから年度末に向けて、どういうことを想定して限度額を引き上げているのか。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 水道会計といたしましても、一時借入金のこれほどの額というはこれまで経験したことがないんですが、ここで限度額を増額をします5億円につきましては、何度か議会でもお話ししましたが、志津川の水尻川から折立川の間、いわゆる我々は黒崎の路線とっておりますが、それが先月だったと思うんですが、災害復旧の保留改修の許可がまいりましたので、その部分の工事発注を年度内にするという事で、事業期的にも10億円近い金額でございまして、前払金相当額をお支払いするとすると5億円程度の借入額をふやしておかないと会計そのものが対応しきれないということになりますので、今回限度額を引き上げたものでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） そうすると、事業会計特別会計の資金運用という理解でいいんですね。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第174号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第175号 平成27年度南三陸町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第22、議案第175号平成27年度南三陸町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第175号平成27年度南三陸町病院事業会計補正予算をご説明申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出及び資本的収入において旧志津川病院跡地の処分に係る固定資産売却益及び土地売却代金等の収入と支出について増額の措置を講じるものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） それでは、細部を説明させていただきます。

補正予算書の52ページをお開き願います。

第4条の一時借入れの限度額の設定につきまして、当初の6億円から工事請負代金支払いの関係から25億円に変更するものでございます。南三陸病院の完成に伴います工事請負代金の支払いにつきましては、県の補助金と台湾赤十字からの寄附金を原資として支払う予定としておりましたが、入金時期がおくれるといった理由から一時借入金で対応するものになったものでございます。

一時借入金の借入期間につきましては、おおむね40日程度ということで、借入利息が7万円程度という想定のもとに規定の予算で対応するといった内容になってございます。

53ページをお開き願います。

第5条の重要な資産の処分につきまして、旧公立志津川病院の跡地を国土交通省の国道45号用地として取得をしたい旨の申し出がございました。

処分地の所在につきましては、記載のとおり、汐見町15番、16番の2、17番でございます。

処分地の地積、面積につきましては、5,562.21平米、坪換算で1,682坪。

処分価格につきましては、1平方メートル当たり2万8,900円、坪換算で9万5,370円、総額で1億6,074万7,869円となっております。国土交通省から提示のあった価格につきましては、南三陸町の土地評価委員会に諮り適当と認められましたので、本定例会に補正計上をいたすものでございます。

次に、57ページ、58ページをお開き願いたいと思います。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款3項2目の固定資産売却益といたしまして、

土地処分価格から固定資産台帳の帳簿価格を控除した残額の1,676万5,000円を計上し、支出の1款4項1目の予備費につきましても同額を計上するものでございます。

また、資本的収入におきまして、1款5項1目の固定資産売却代金といたしまして、固定資産台帳の帳簿価格1億4,398万4,000円を計上するものでございます。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 関連になりますが、きょうは記念になるべき日なのかなと。先ほども被災県で一番先に開業したというニュースも流れておりました。その中で、町長も立派な運営をしていくのが役目だというお話をなさっていたようでございます。

今質問をしたいのは、これから充実した医療を継続していくのに、医療スタッフ、特に医療技術者といえますか、そういう部分は今後十分対応できるぐらいに備えているのかということをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 震災直後、人材流出防止の補助金をいただきながら現有スタッフを抱えておりました。それにもまして、今回透析部門も新たに開始をするといった内容の中で、医療スタッフ、コメディカルの人数が不足してございます。新規の採用の公募ということで、12月中に公募をかけております。看護師も5人ぐらい、ME、臨床工学士、それからもろもろ全ての分野で不足しておりますので、これは補充をしながら行ってきたい。なお、参考までに看護師等も不足しておりますけれども、ありがたいご支援のもとに、再任用という形の中で、今後も定年になってからも頑張ってくださいということをお願い申し上げているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今回、従来の診療内容プラスが透析と緊急医療とあるわけですが、これまでの間にもたびたび起こっていたようでありますが、救急医療の検査機械を操作する技術者、CTとかいろいろあるようでございますが。救急車で運ばれて、この機械を操作する方がいないために検査ができないと。それで、他の病院に搬送されるというようなことで、結果的に何ともない場合も多々あるようでございます。しかし、そこに立ち会った医師が経験

上の判断で何ともないというような感覚ではいるものの、検査をしないとはっきり大丈夫だと言えないということで他の病院に転送され、その間の患者の心痛といたしますか、あるいはここで検査ができれば行かなくてもいいというようなことも起きているようなことも聞きます。結局、患者の心痛と救急車が1回出動するために幾らぐらいかかるのかはわからないんですが、出さなくてもいい救急車もそこで済むわけですよね。ですから、救急医療につき、そういう体制がとれるように今後ともやるべきなのかなと思っているんですが、そのあたりの今後の考え方というのはどうなっていますかね。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） ご指摘の救急の関係でございますけれども、現在診療所におきましては、対応、検査とかそういったものができない状態でした。ただ、新しい病院になりますので、ドクターは常時宿直業務に当たっておりますので、24時間対応と。それから、レントゲンでありますとかCTにつきまして、現在経営会議等で十分にもんでございます。例えば、夜の9時とか10時とかまで、患者の多い時間帯までシフト制を敷いて検査できる体制にするか、もしくは当直も含めて対応可能かどうかということで、現在X線、CT関係はそのような対応をしております。検査のほう、血液検査とかそういった検査につきましては、日曜日の午前中での出勤とかそれで十分対応できるということで、ドクターの調整がだいたいついております。そういうことで、新しい病院になりましたならば、転院をしていただくにしても救急で搬送するにしても、ある程度検査は行ってからということで対応していきたいと現在ドクターも含めて検討していた内容です。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 通常の業務の中での検査等はこれまでどおりやるんだろうと思いますから、その部分はいいいんですよ。救急対応ですよ。救急で担ぎ込まれたときに、技術者がいないために検査できないということが起きているわけですから。ここで検査をしてはっきり結果がわかれば、転送する際にも医療情報も伝えられる。あるいは、転送しなくてもいいような結果が出れば、患者の心痛もなくなる、あるいは経費も少なくなる。こういうようなことが考えられるので、やはりいずれ救急医療をやる以上は、機械も備えてあるわけですので、その機械を十分に使って検査をして、ここの医療でできないものは送ってやるというようなこれからの考え方をとったほうがよろしいのかなと思いますがいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 今議員がご指摘のような形で、夜間でも対応できる



ような態勢を組んでまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） いよいよ立派な病院が建設になりまして、開業という運びになったわけです。建物は立派になりました。これからは中身といいますか、いかに住民、患者に信頼を得て「やはり南三陸病院でなければならない」と言って多くの方々にご利用いただくのかというのが一番大事になってくるんだらうと。建物も設備もきちんと立派なものに整えたわけですから。あとは中の方々がどのような営業努力をするのかということになってくるのだらうと思います。

先般の住民懇談会、たしか入谷地区だったかと思いますが、腕が痛くてこの診療所に来たんだと、1時間以上待たされた、医者に話したら「それは僕は見ることができない」ということで帰されたと、保険証をもらってくるために受付に行ったらお金を請求されたと、ちょっと今額は忘れましたが。診察もしないでお金をとられるのは一体どういうことでしょうかという苦情なのかお話をのちちょっとわかりませんが、これは私だけではなく入谷地区に行った議員の方々皆さんが耳にしたわけでありまして。そういったことが今後ないように、ぜひ、やはりせつかくおいでになった患者さんというお客さんですので、たまたま行ったところが専門外だったかもしれませんけれども、もうちょっと対応の仕方があったのではないかなということ強く感じて帰ってきたわけでありまして。

それから、先ほどの一時借入金で工事代金の支払いをしなくてはならないと。完成検査が終わって何日以内ということになっておるんでしょう。ただ、当初40日ぐらい入金がおくれるという説明ですが、それはどういうふうなことなんでしょうか。県と台湾の赤十字ということですけども、どちらがどうかよくわかりませんが。40日後には必ず入ってくるという確約というんですか、40日間おくれる原因が何なのかということがわかればわかってくると思うんですが。それで、その40日間の利息が7万円だと。これは復興予算といいますか交付金で来るんだというお話があったようですが、微々たる金額なんですけど、それは復興予算の中でこれは7万円分だよとはっきりわかるんですか、交付されたときに。7万円は一時借入金の利息分だよと交付されるときにはっきり打ち出してわかるんですかね。そこを聞きたいんですよ。それを証明するものがあるのかということをお聞かせいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 患者様からのクレームに関しましては、十分調査の上、今後発生することのないような対応をとってまいりたいと思います。それからまた、ど

んな状態であったかは、ちょっと調査をさせていただきたいと思います。

それから、借入金関係でございますけれども、これはあくまでも単費ということで、あと支出につきましては単独費用で対応したいと。あとは、経営努力の中でこれを十分収益につながるような形で考えていきたいと思っております。

何でおくれたかと申しますと、例えば今回の引越しの経費であるとかそういったものも日赤の中の経費に入っておりますので、全体が完了しないと、最終的な補助金の報告書を出さないとお金が入ってこないというシステムですので、これから現況の届け出を出して、その届け出に基づいてお金が交付されるということになります。おおむね1月の中旬ぐらいには補助金が入ってくるという見込みの中で、支払いが12月21日とかの予定ですので、おおむね40日ぐらいの借入期間が必要だという内容での設定ということでご理解をいただきたいと思っております。

7万円の分につきましては、町の病院の借入というということですので単費になります。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにごございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第175号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23 議案第176号 業務委託変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第23、議案第176号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第176号工業業務委託変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年9月25日に議決をいただきました志津川地区一般国道398号及び一般県道清水浜志津川港線整備事業業務委託について、早期完成を図るために、宮城県と南三陸町において工事委託に関する協議により、町が舗装工事を含めて道路整備を受託する内容に変更して協定を締結することにしたことにより、請負金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、議案第176号業務委託変更契約の締結について細部説明させていただきます。

議案関係参考資料その2の1ページをお開き願います。

変更内容としまして、3の業務委託概要で赤色で表示しているものが今回の変更部分でございまして、括弧書きが原設計となっております。

一般国道398号といたしまして、舗装工面積776平米を5,116平米に増工。街渠工延長100メートルを899メートルに増工。道路附帯施設工一式を増工。一般県道清水浜志津川港線で、施工延長734メートルを814メートルに増工。路体盛土工ボリューム11万7,100立米を11万9,300立米に増工。路床盛土工ボリューム1万2,200立米を1万3,360立米に増工。舗装工面積1,547平米を9,761平米に増工。街渠工延長Lイコール189メートルを886メートルに増工。道路附帯施設工一式を増工でございまして。

2ページをごらんください。

一般国道398号の変更箇所を示した図面でございまして、変更箇所としまして赤色で表示した部分が増工箇所でございます。

次の3ページをごらんください。

同じく一般県道清水浜志津川港線の変更箇所を示した図面でございまして、変更箇所としまして赤色で表示した部分が増工分でございます。

同じページに標準断面図（舗装構成）という図がございますが、変更前の業務委託内容としまして、標準断面図でご説明いたしますと、図示されている下の部分、路体工や路床工、主に土の盛り立てが変更前の業務委託内容でございます。増工分としまして、標準断面図で図示されている車道や歩道の舗装工、歩車道境界ブロックやL型側溝などが街渠工としまして。

道路附帯施設工として区画線やデリネーター、かんまん等を計上してございます。

この整備につきましては、県と町が受託協定を結び、県から費用をいただきながら町が施工するというものでございます。今回の変更箇所につきましては、当初町が受託しました路床盛り土までの土工事にプラスしまして、県から現在の協定に舗装工、街渠工等をやっていただけないかという協議を受けまして、当該地の早期供用を図る観点から受託を判断し、本委託業務の変更をしようとするものでございます。

次の4ページ目には、変更仮契約書を添付してございますのでご参照いただければと思っております。

以上細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 議案書の金額を見ると、あまり見ない変更といえますか、変更前の5倍くらいの事業費になるということなので、一体どういうことかなと気にしなければいけないところなのかなと思うんですけども。

以前に398号及び清水浜志津川港線というものを新しく整備するんだと。それで、現在議案参考資料でいえば、2ページ、3ページの黒く塗ってある部分がもう既に施工が終わっている部分なのかなと思うんですね。要は土を盛るところまでやりますという契約だったものを上の道路を舗装したり縁石を置いたりするところまで町でやったほうが早く、町民のためになるから、その部分だけうちが受けとりますという説明がたしかあったと思うんですね。そのときに、残りの部分は土の埋め立てだけだと言っていたのが、今になってといえますか、県との協議の中で、やっぱり町でお願いしてもらったほうが早いよというのが、単純になぜなんだろうと。お話だけ聞けば、県からお金をいただいて町が発注するというほうが手間がふえると思うんですよ。県が直接発注したほうが早いんじゃないのかと単純な疑問として思うんですけども、そこはどういういきさつがあってということをもう少しわかりやすくかみ砕いて説明がほしいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 議員ご指摘のとおり、まず1点目、4億3,000万円ほど増額となっております。変更前が1億1,500万円ほどでございますので、なかなか見ない変更内容でございます。

お金につきましては、県からいただくということにはなっておりますが、なぜ県ではやら

なくて町でやるかということでございます。県のほうで実際自分たちでやるというふうになれば、これから入札をして、この区域に関すれば、多分2本か3本くらいに分けてという形での発注となろうかと思えます。県でこれから発注すれば不調ということも考えられますし、町で土の工事分、盛り立てをした中で、業者が決まっていなければすぐ舗装工というふうにもならないものですから、町の今の業務委託のほうに変更してやったほうが地区の中で供用が早く進むということが考えられます。

また、もう1点、1億1,500万円のものに4億3,000万円ほどプラスすればということですので、当然別発注するよりは経費等のことも若干安くなるのかなと考えられますので、そういう観点で、県で町のほうにお願いしたいと。町としては、地域の皆様のことを考えれば一日も早い供用をしたいということもありますので、協議の中で、じゃあ町のほうで施工しますという協定を変更しようというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 震災後、いろいろ復興事業を進めていく中で、非常時なのだから、災害復旧なのだからいろいろ今までの既存の枠組みを超えて創造的復興を目指してほしいということは、ずっと町民であったり、県民であったり、皆さん被災された方々の共通の願いであったり、なかなかそれがかなわないとやきもきした思いがずっとあったと思うんですね。それで、今お話を詳しく説明いただいた上で判断すると、原則としては当然県が発注すべき工事でもあるし、これぐらいの増額幅になるのであれば、もともとあった既定路線で行けば、例えば別に発注するとか、一回工事は途中までで終えてまた別に事業者に入札を行うというのが適当というか今までの原則だろうと。ただ、いち早くこの道路を通行できるようにしないと南三陸町の復興がおくれるという1点に鑑みて原則を変えたという認識でよいのかどうか。要は、ただ復興事業を進めていく中で、何でもかんでも自由に気ままに、県で発注すると公共性が大きいから入札にも時間がかかるしということ度を外視して、町でやったほうが早いよねということが全ての事業に当てはまるという論法にすりかわっていくと、今度はまた危険なこともあると思いますので、その原則が、今私が言ったようなとおりでいいのかということを確認の意味でお答えいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 原則としては、議員おっしゃるとおり、こういう金額でもございますので、原則的には県が別発注というものを考えるべきというふうに考えてございました。ですが、今復興期間ということもございますので、町で一日も早い復旧をする

という観点のもと、県と町で協議しまして、町のほうで施工するというふうに今回は判断をさせていただきました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 平成27年ももう少しで終わろうとしている。次回は恐らく今年度ではなく、今年平成27年は終わりなのかなと考えております。震災復興、集中復興期が5カ年ということで、もう5カ年が過ぎようとしております。先般、復旧について、本町では工事関係は約85%が済んだようだという説明があったわけですがけれども、今後5年間延長してまた災害復旧の期間があるわけですがけれども、それはソフトものになるんだと、事業はほぼ終わりのんだというような説明であったのかなと解釈しているわけです。そこで、当初南三陸町で災害復旧に、復興も含めて一体どの程度の想定をして、当時4,000億円かかるとか5,000億円かかるとかいろんな話がありました。5年があつという間に過ぎたわけですがけれども、その中で、工事の発注がほぼ終わっているわけですがけれども、それらの検証といいますか、計画といいますか、そういうものは当時想定したようなものであったのかどうか。万全の復興ができたという考え方であるのか。それらについて、本町はいろいろこう他市町村なんかを見てみると、復興は進んでいるのかなと見えるわけですが、ただ、いろいろ待ち望んでいる防集その他の方々には、まだまだおそ過ぎるという考え方を持っているんでしょう。そのような中で、総合的に一言、最後に町長に災害復旧の総まとめというか経過、いろんな内容について一言ご発言をいただければいいかなと思うわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長

○町長（佐藤 仁君） それでは、5年をとということでのご質問といいますか、機会を与えていただきまして大変ありがとうございました。

今ご案内のとおり、お話しいただきまして、順調に復興事業を進めてきた部分もございまして、残念ながらそうでない点も多々ございます。したがって、我々としてこの5年、間もなく経過をするわけですが、まだまだ課題を抱えながらのということで6年目に突入せざるを得ないんだろうと思っております。

しかし、そうした中において、住宅の再建の問題等についても、28の団地のうち20団地が完成しお引き渡しもできたと。それから、災害公営住宅も8団地のうち3つお渡しすることができた。年度内にまた伊里前含め戸倉含めて志津川の東地区も含めてそうなんです、一部お引き渡しができるという環境も整ってまいりましたので、そういった意味におきましては、

お入りいただける皆様方にとっては、復興がある意味身近に感じられる、そういう5年目を迎えたのかなという思いがあります。

しかし、私がよくお話しさせていただくんですが、時間の経過というのはみんなに平等に訪れるわけですが、しかしながら、人間の置かれている環境、立場それぞれによって大きくその時間の経過というのは違うんだなということを改めて感じた5年でもありました。我々は毎日毎日目の前のハードルを一步一步越さなければいけないということで、あっという間に5年間が過ぎたという感じがいたしておりますが、しかしながら、いまだ仮設住宅にお住いの皆さんになりますと、部屋の中に入って毎日テレビを見て、なかなか体をゆっくり動かすこともできないという生活をまだ送られておりますので、そういった方々にとっては大変長い5年だと思えます。そういった意味におきましては、我々はそういったまだ仮設にお住いの皆さん方の思いを胸に受けとめながら、これからもしっかりと復興に向けて取り組んでいきたいと考えております。

ただ、ご案内のとおり、ことしやっと思える形で復興が町民の皆さんにも感じていただけた1年でもあったのかなという思いがあります。よく私はお話しさせていただきますが、町民の皆さん方が復興が目に見える形というのは、あるいは南三陸に帰還をするという思いということについてよく言うのは3つでした。いわゆる医療、教育、そして利便性ということがよく言われておりました。おかげさまをもちまして10月には戸倉小学校も完成いたしましたし、これで町内の被災した5つの学校全て終了したわけでございますし、またあわせて、病院もご案内のとおり、本日いよいよ開院ということを迎えました。そういった意味におきましては、まず我々が、十分だとは思いませんが、しかしながら議会の皆さん、職員の皆さん、町民の皆さん、さまざまな方々が本当に気持ちを一つにしてこの復興に向かって進んできたという思いを本当に重く受けとめる1年でもあったと思えます。

これからもなお、我々としても気持ちを引き締めて進んでまいりたいと思っておりますので、これからもご指導いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま、町長の5年間の思いを伺ったわけですがけれども、その中で、私はきょうの395号の資料の中にもございますけれども、関連で、一番上に志津川駅が中央のところに載っているんです。この前の説明資料の中に載っておりましたけれども、着々とただいま町長が申し上げたように病院やら復興計画が着実に進んでいる中で、いかんせんこの志津川駅、計画があっただろうと思うんです。ここに立派に載っています。駅のターミナル

も載っています。それが、いつの時点かにBRTになりました。新聞報道によりますと、あした25日には国に行って各首長たちの会議があるようですけれども。これがいつごろからBRTに変更になっていったのか、いまだにここに載っているということは、まだ希望が捨てられないのかなという思いもありますけれども。気仙沼市は含みを残していますけれども、なぜ隣の気仙沼市は広域行政も一緒、市立病院も協力的でいってます。そういう中で、隣町との連携がなぜなされないのかという思いもいたしますけれども、最後に町長にいつごろからBRTになったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 復興計画の一つということで、私のほうでお答えさせていただきます。この図面の中に中央奥に志津川駅という表示、それと町がこれからBRTを中心とした町づくりをしていくという部分についてのご質問ですが、これまでも一般質問を通じて何度もこの部分については経過、経緯をお話ししておりますので、詳細は省かせていただきますが、いずれまだこの図面、中央奥を中心とした志津川の土地利用の図面の中から志津川の駅を中央から外すという段階にはまだいろいろな問題もあります。運行主体であるJRとの最終的な詰めもごさいますし、それから五日町の商店街のところにBRTの駅を置くという構想は構想なんです、45号、398号、八幡川、そういった国・県の工事の関係で、まだまだ詰めなければならない問題がたくさんあるということから、この図面上は前のものを使わせていただいているということでごさいます。いずれ今月末の沿線首長会議でどのような結論が出るかは存じませんが、そう遠くないうちにそういった結論が出た際には、きちんとしたJRの路線図といいますか、そういったものを地図の中に入れるということになるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにごさいますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 先ほどの町長のお話で終わればいいのかもかもしれませんが、私の認識がちょっと間違っていたらご指摘していただきたいんですけども、今回この道路に関してURが行うということになっています。これまで、大きな工事をURが担ってきたと思います。そして、ほとんど大きな工事の発注が終わっていると思うんですけども、今後このURがこの地で果たしていく役割、URに望むものがありましたら伺いたしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 議案に対しての質疑にしてください。何か違う方向に行っている。誰に質問しているんですか。誰が答えられるのかな。（「町長のさっきの発言に対してだ」の声



あり) 発言に対して。URの件ということで、企画課長。

○議長(星 喜美男君) 企画課長。

○企画課長(阿部俊光君) 志津川地区、歌津地区も含めて今膨大な1,000億円にならんとしている仕事が降っております。志津川につきましてはUR都市機構がその一翼を担ってCM方式を中心に今やっていると。相当の事業間調整をまずするという事は、これまでURが経験したことの無い事業に携わっているというところでございます。おかげさまで、基盤整備の部分については、やはり相当進んでいるということから、これからはソフト事業との調整、例えば道の駅をつくったり、商店街をつくったり、橋をかけたりというそういった上もののソフト事業。それから、そのソフト事業でつくる施設を誰がどのような形態で実際の運用に生かしていくのかというようなところも含めて、まだまだURと連携しながら、この復興まちづくりに努めていかなければならないと思いますので、これからはURには幅広い視点で復興に携わっていただけるように期待をしておるところでございます。

○議長(星 喜美男君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第176号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 発議第5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

○議長(星 喜美男君) 日程第24、発議第5号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長(星 喜美男君) 提出者の説明を求めます。山内昇一君。

○10番(山内昇一君) 説明したとおりでございます。よろしくご審議をいただきます。

○議長(星 喜美男君) 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。(「なし」

の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第25 発議第6号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める意見書の提出について

○議長(星 喜美男君) 日程第25、発議第6号東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長(星 喜美男君) 提出者の説明を求めます。菅原辰雄君。

○11番(菅原辰雄君) ただいま事務局を通して朗読したとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(星 喜美男君) 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第26 請願12の1 道路施設の整備に関する請願書

○議長（星 喜美男君） 日程第26、請願12の1 道路施設の整備に関する請願書を議題といたします。

職員に請願を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。

請願12の1については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、請願12の1については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

ここで、紹介議員により請願に対する補足説明がありましたら説明を求めます。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） それでは、請願の補足説明をさせていただきます。

これは国道398号線志津川方向から登米市方向に向かって入谷鏡石の交差点の先、国道が左カーブするところであり、そこから変則的にY字路、ある意味直線方向に進むところの橋の件でございます。

橋を渡ってすぐ右折すれば、この用紙にありますように、入谷公民館あるいはJA、さらにはいりやど等がございます。これは、震災前にも地域の要望に沿った形で町で対応していただき、現状のように道路そのものは拡幅されて、何とか大型自動車の進入も困難ではございますけれども可能となっております。このようなところでございますので、進入した車は戻ってきます。その戻るときがまた大変なのでございます。進入のとき1回ぐらいで切りかえしが済んだのが、戻るときは橋そのものが狭いので、二、三回の切りかえしを余儀なくされている現状でありますので、これを解消のため、地域の交通安全、通学の児童の安全のためにもぜひ道路施設の一部として橋の拡幅等を考えてもらいたいというのが趣旨でありますので、議員各位にはご賛同賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 紹介議員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより請願12の1を採決いたします。本請願を採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、請願12の1は採択とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第27 閉会中の継続調査申出について

- 議長（星 喜美男君） 日程第27、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報に関する特別委員会、三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会、議会行財政改革に関する特別委員会、東日本大震災対策特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

ここで、町長より挨拶がありましたら、お願いいたします。佐藤町長。

- 町長（佐藤 仁君） 先ほどの9番議員にお話ししたものが、何か閉会の挨拶のようでございますので、手短かにさせていただきたいと思っております。

12月8日に開会いたしました12月定例議会、実質審議5日間ということで、今定例会に上程をさせていただきました全議案、議員の皆様方のご協力をいただきましてご承認を賜りましたこと、改めて厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

実は、テレビで多分ごらんになったと思いますが、今日は米山の診療所の閉院式をやってきました。朝8時に米山のほうにお邪魔させていただいて閉院式をしたんですが、登米市の布施市長にもおいでをいただきました。4年半あの場所をお借りして、我々の医療を継続することができました。どちらかというと、時間がたてばたつほど、そういった各近隣市町からのいただいたご支援というのは、だんだん皆さん忘れていきます。風化というものも、

そういう部分に一面あるのかなと思いますが、いずれ我々が絶対忘れてはいけないのは、こういった登米市の米山の診療所、あるいは震災の直後1年間お邪魔させて面倒いただいた善王寺小学校、さまざまな恩義を我々は受けております。私どももそうですが、議員の皆さん方にも、ぜひとも我々がこの震災5年で受けたご恩というものを決して忘れないようお願い申し上げたいと思います。

新年まであと半月余りでございますので、どうぞ皆様方には健康に十二分にご注意いただいて、風邪をひかないようによき年をお迎えいただきたいと思います。

大変ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） それでは、私からも一言挨拶を申し上げます。

実質5日間ではございましたが、非常にボリュームのある内容の濃い定例会でございました。おかげさまで、当初見込んだ会期中に終了できましたこと、ご協力大変ありがとうございました。本当にご苦労さまでございます。

先ほど、昼休みにちょっと病院のほうに行ってきたんですが、自衛隊の協力を得ながら総動員で移転作業を行っておりまして、改めましてこの復興が進んでいることを実感してまいりました。

これからも、どうか復興が加速いたしますように皆さんにはよろしくご尽力をくださいますようお願いいたしまして私からの挨拶とさせていただきます。

本当にご苦労さまでございました。

これをもちまして、平成27年第12回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時51分 閉会